

伯耆町一般廃棄物処理基本計画 (ごみ処理基本計画)

令和5年3月

伯耆町

～ 目 次 ～

第1章 計画策定の趣旨・背景	1
第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 本計画の役割	2
第3節 計画の期間	3
第2章 ごみ処理の現状と課題	4
1. ごみ処理の現状	5
2. ごみ排出量	11
3. 中間処理・最終処分	15
4. ごみの性状	20
5. ごみ処理経費	21
6. ごみ処理の課題	22
7. 本町における関係条例等	23
第3章 ごみ処理基本計画	24
第1節 人口及びごみ排出量等の推計	25
第2節 ごみ処理の数値目標	27
1. 単純推計	27
2. 目標推計	30
3. 将来の処理・処分量	36
第3節 ごみ排出抑制に向けた取組	37
1. ごみ排出抑制の基本方針	37
2. 排出抑制に向けた取組	37
第4節 分別収集計画	38
1. 分別収集の基本方針	38
2. 分別収集計画	38
第5節 収集運搬計画	39
第6節 中間処理計画	39
1. 中間処理の基本方針	39
2. 中間処理計画	39
3. 中間処理施設の運営管理	40

第7節	最終処分計画	40
第8節	災害時における廃棄物処理	40
第9節	環境美化の推進	41
第10節	不法投棄の防止	41

第1章 計画策定の趣旨・背景

第1節 計画策定の趣旨

廃棄物の処理および清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項では、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」とされている。

大量生産・大量消費の経済社会活動から豊かさや快適さをもたらした一方で、大量廃棄型の社会を形成し、環境負荷の増大や天然資源の枯渇、地球温暖化など人類の存続基盤に関わる地球規模での環境問題に直面している。

このため、国では「循環型社会形成推進基本法」（平成12年法律第110号）に基づき、循環型社会の形成に関する取組を推進するため、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、関連施策を進めている。

また、平成27年9月の国連総会において、持続可能な社会を実現するための17の目標と169のターゲットから構成される2030年までの国連目標「持続可能な開発目標」（SDGs）が採択された。SDGsは、先進国、発展途上国全ての国を対象としており、我が国においてもSDGsの推進が求められており、自治体においてもSDGsを踏まえた世界基準の取り組みが必要となる。

さらに、令和4年4月にプラスチック新法が施行され、プラスチック使用製品の設計指針、特定プラスチック使用製品の使用合理化、市町村の分別収集・再商品化等5つの取組指針が定められた。

こうした中、本町では、平成25年4月に策定した「一般廃棄物処理基本計画」（計画期間H25～R4）により、ごみの排出抑制の向上や資源化の推進を掲げ、ごみの減量化に努めてきた。

以上のような背景から、更に廃棄物の減量化や資源化を推進するとともに、長期的かつ総合的な視点に立った循環型社会の形成を進めるため、前計画の施策と目標値を見直し、「一般廃棄物処理基本計画」を策定する。

第2節 本計画の役割

本計画は、伯耆町が長期的・総合的視点に立って、一般廃棄物のうちのごみを適正に処理するために推進すべき施策・事業の基本方針を示し、また、今後の廃棄物行政執行のための目安を設定したものである。

今後、本計画をよりどころとしつつ、住民・事業者・行政が一体となって、実効あるごみ減量施策を実行するとともに、循環型社会形成の推進を行う。

第3節 計画の期間

「ごみ処理基本計画策定指針」において、長期計画の目標年次はおおむね10～15年とされている。

よって、本計画では、令和5年度を初年度とし、令和14年度を目標年度とする10か年計画とし、中間目標年次は5年後の令和9年度とする。

なお、本計画は、おおむね5年ごとに見直すことを基本として、社会情勢や法体系の計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行う。

また、鳥取県西部広域行政管理組合（2市6町1村）において令和14年度稼働予定の一般廃棄物処理施設の処理対象物や位置の決定に伴い、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

第2章 ごみ処理の現状と課題

1. ごみ処理の現状

①ごみの分類

伯耆町（以下「本町」という。）の家庭から発生したごみ（以下「収集ごみ」という。）の分別種類は5種12分別である。収集しないごみは、専門の処理業者又は販売店などによる引き取りを原則としている。

◆図表2-1 収集ごみの分類

分別種類		具体的な品目	本計画の名称		
燃えるごみ		台所ごみ（生ごみ）、紙くず、木、使い捨てカイロ、革、ゴム 等	可燃ごみ		
燃えないごみ	燃えないごみ	小型電気製品（アイロン、ドライヤー等）、金属（包丁・カミソリの刃等）、陶磁器（茶碗、皿等）、ガラスくず・ガラス製品、電球、硬質プラスチック、スプレー缶（使いきって出す） 等	不燃ごみ		
	燃えない大きなごみ	石油ストーブ・ファンヒーター、トタン、自転車 等	不燃粗大ごみ		
資源ごみ	缶・ビン類 再生用ビン（生きびん）	食品の空缶・空ビン、酒ビン、ジュースビン ビールビン（国産に限ります）	資源ごみ	缶・ビン類	
	古紙類	新聞紙（チラシ含む）、本・雑誌、ダンボール・紙箱、牛乳パック（紙パックマークのものに限る）、ミックスペーパー（紙箱、はがき、ダイレクトメール、封筒、紙袋、包装紙、紙切れ、メモ紙等）		古紙類	
	発泡スチロール	発泡スチロール製品、リサイクルマークの付いたトレイ		発泡・軟プラ・ふた類	
	軟質プラスチック類	軟質プラスチック類 PET:写真フィルム・卵パック等 PP:クリーニング包装用透明袋・荷造りヒモ等 PE:レジ袋・包装用フィルム等 PS:ヨーグルト・豆腐容器			
	ペットボトル	飲料用・酒類用・醤油用			ペットボトル
	布類	衣類、タオル類、シーツ類			布類
	生ごみ（一部地域）	生ごみ			生ごみ
混合粗大ごみ	ソファ、電気カーペット、マッサージいす、マットレス（スプリング入り）、こたつ、電動ベッド等	混合粗大ごみ			
有害ごみ	乾電池、蛍光管、水銀体温計	有害ごみ			

資料：本町地域整備課・環境整備室

②収集地区

本町では、収集地区を7つのブロックに分けている。

◆図表2-2 収集ブロックと該当地区

ブロック	該当地区
1	溝口・谷川・宮原
2	貴住・長山・妙見寺・金屋谷・アイノピア・大江・上野・大平原・岩立・大内・末鎌・遊久の郷・いすずコテージ・大山の森（福兼）・榊水高原・藍野・小林・ペンション・大山ヒルズ
3	二部地区・古市・父原・宇代・中祖・荘
4	白水・根雨原・大原（溝口）・大倉・大坂・栃原・大瀧・籠原・富江・ふるさと村・福永・大山の森（大瀧）・添谷・小野・小町・立岩・上細見・木戸口
5	清山・清山団地・口別所・久古・番原・真野・大原（岸本）・丸山・半川・須村・福原・サン団地
6	林ヶ原・吉定・岸本・伯耆ニュータウン・駅前・押口・吉長・遠藤・遠藤団地・リバータウン
7	大寺・こしがが丘・殿河内・田園町・みどり・スカイタウン大殿・坂長・岩屋谷

③収集体制

家庭から分別して出されたごみは本町が委託する業者が収集している。なお、事業活動に伴って発生したごみは事業者自らが施設へ搬入している。

◆図表2-3 収集体制

区分	ごみ種類	項目		
収集頻度・収集方法	燃えるごみ	2回/週	委託収集	
	燃えないごみ	1回/月	委託収集	
	燃えない大きなごみ	1回/3か月	委託収集	
	資源ごみ	缶・ビン類 再利用ビン（生きびん）	1回/月	委託収集
		古紙類	1回/月	委託収集
		発泡スチロール	2回/月	委託収集
		軟質プラスチック類	2回/月	委託収集
		ペットボトル	1回/月	委託収集
		布類	1回/2か月	委託収集
		有害ごみ	1回/半年	委託収集
ごみの出し方・場所	燃えるごみ	指定袋で指定場所に出す		
	燃えないごみ	指定袋で指定場所に出す		
	燃えない大きなごみ	そのまま指定場所に出す		
	資源化物	缶・ビン類 再利用ビン（生きびん）	透明または半透明の袋で指定場所に出す	
		古紙類	種類ごとにひもでしばり、指定場所に出す	
		発泡スチロール	透明または半透明の袋で指定場所に出す	
		軟質プラスチック類	透明または半透明の袋で指定場所に出す	
		ペットボトル	透明または半透明の袋で指定場所に出す	
		布類	指定袋で指定場所に出す	
	有害ごみ	透明または半透明の袋で指定場所に出す		

◆図表2-4 ごみ処理手数料

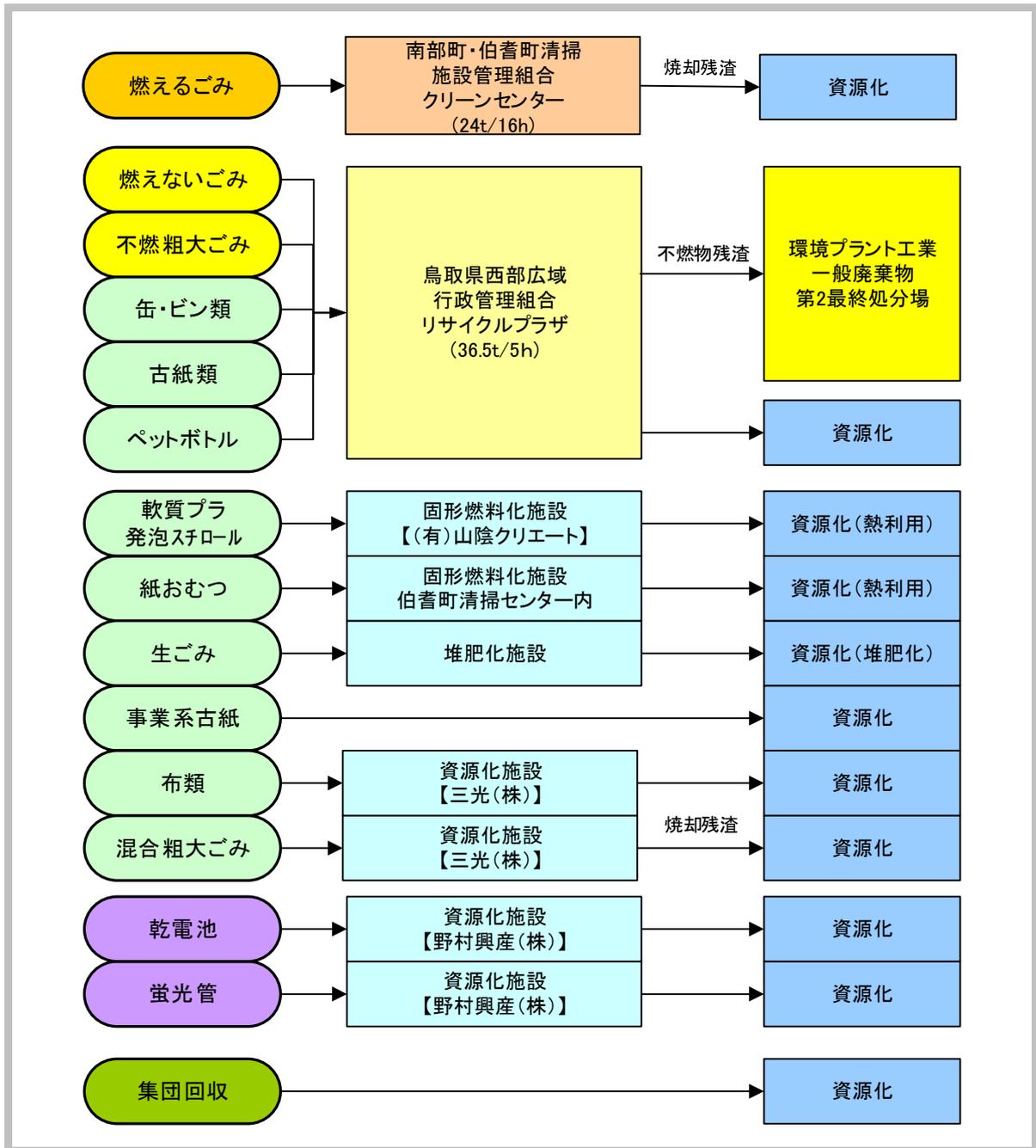
	収集ごみ	直接搬入ごみ
燃えるごみ	指定袋 45L : 30 円 指定袋 20L : 20 円	家庭系 : 100 円/10kg 事業系 : 200 円/10kg
燃えないごみ	指定袋 45L : 25 円	家庭系 : 178 円/10kg 事業系 : 178 円/10kg

④ごみ処理の流れ

燃えるごみについては、南部町・伯耆町清掃施設管理組合クリーンセンターにて焼却処理している。

燃えないごみ、不燃粗大ごみ、資源ごみ（缶・ビン類、古紙類、ペットボトル）は、鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ（以下「リサイクルプラザ」という。）で破碎・選別等を行い、資源回収を行っている。資源ごみ（軟質プラ・発泡スチロール等はそれぞれ業者に引き渡して資源化している。リサイクルプラザで排出される不燃物残渣は、民間施設で埋立処分している。

◆図表2-5 ごみ処理の流れ（令和3年度）



⑤ごみ処理施設の概要

本町が排出するごみを処理するごみ処理施設の概要は、次のとおりである。

◆図表 2-6 ごみ焼却施設の概要

施設名	南部町・伯耆町清掃施設管理組合 クリーンセンター
所在地	西伯郡南部町法勝寺 22-1
敷地面積	約 6,550m ²
竣工年月	平成 7 年 3 月
処理能力	24 t / 16h
処理方式	ストーカー式
炉型式	機械化バッチ

◆図表 2-7 リサイクルプラザの概要

施設名	鳥取県西部広域行政管理組合 リサイクルプラザ	
所在地	西伯郡伯耆町口別所 630 番地	
敷地面積	約 16,500m ²	
竣工年月	平成 9 年 3 月	
処理能力	不燃ごみ・不燃粗大ごみ処理設備	24.5 t / 5h
	資源ごみ処理設備	10.0 t / 5h
	ペットボトル処理設備	2.0 t / 5h
処理方式	不燃ごみ・不燃粗大ごみ処理設備	手選別、破碎機、磁選機、アルミ選別機、粒度選別機
	資源ごみ処理設備	手選別、磁選機、アルミ選別機、圧縮成形
	ペットボトル処理設備	手選別、圧縮成形

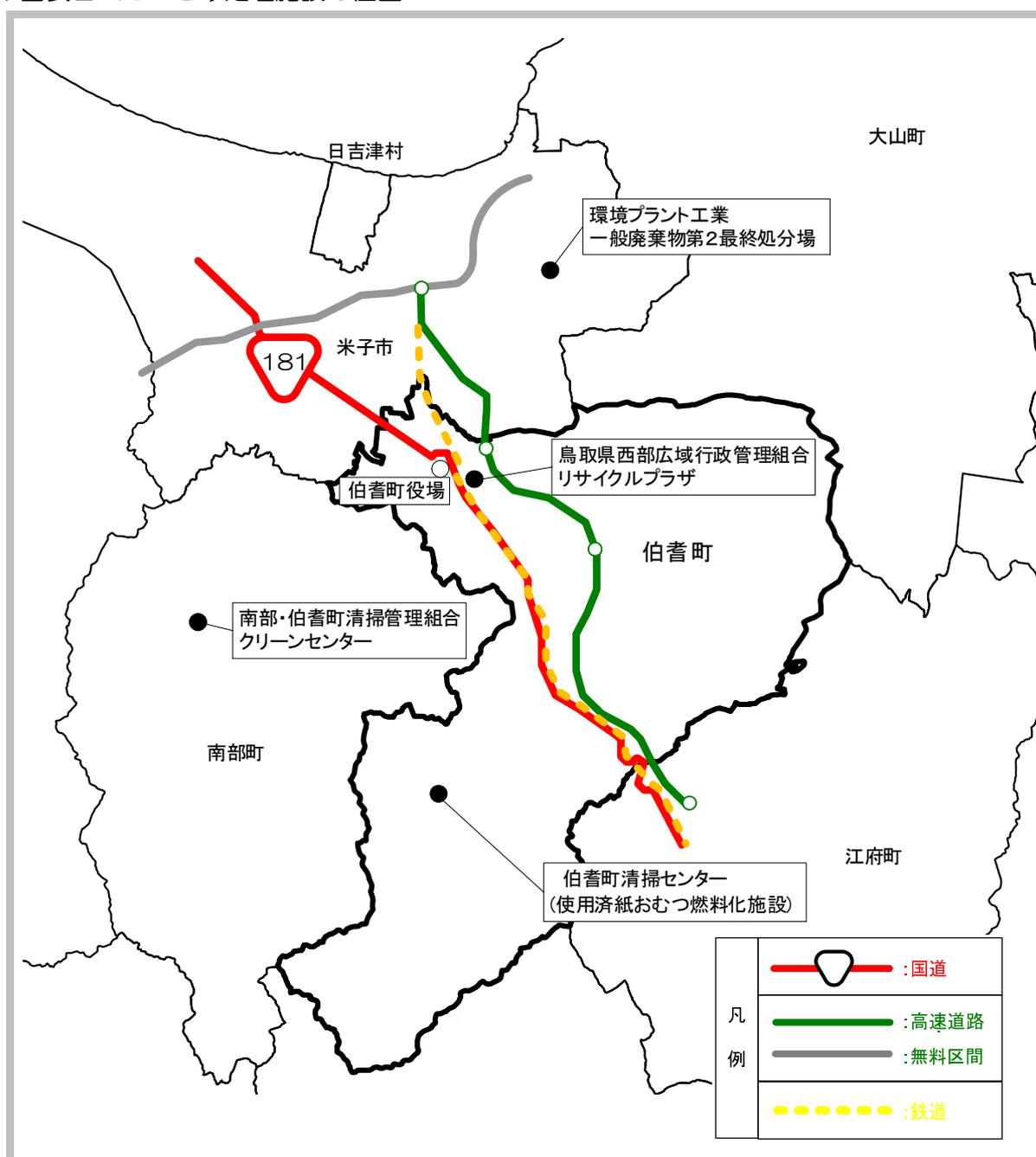
◆図表 2-8 使用済紙おむつ燃料化施設の概要

施設名	伯耆町清掃センター
所在地	西伯郡伯耆町福島 302-39
敷地面積	約 4,756m ²
竣工年月	平成元年 4 月 (使用済み紙おむつ処理平成 23 年 11 月)
処理能力	1,200kg/日

◆図表2-9 最終処分場の概要（民間業者）

施設名	環境プラント工業一般廃棄物第2最終処分場	
所在地	鳥取県米子市淀江町小波地内	
埋立面積	31,825m ²	
埋立容量	490,367m ³	
埋立対象物	溶融固化物、ダスト固化物、不燃物残渣、土砂・ガレキ	
竣工年月	平成5年9月	
浸出水処理施設	処理方式	処理方式：生物処理＋凝集沈殿処理＋砂ろ過処理＋膜脱処理（RO処理）
	処理能力	120m ³ /日

◆図表2-10 ごみ処理施設の位置



2. ごみ排出量

①年間排出量

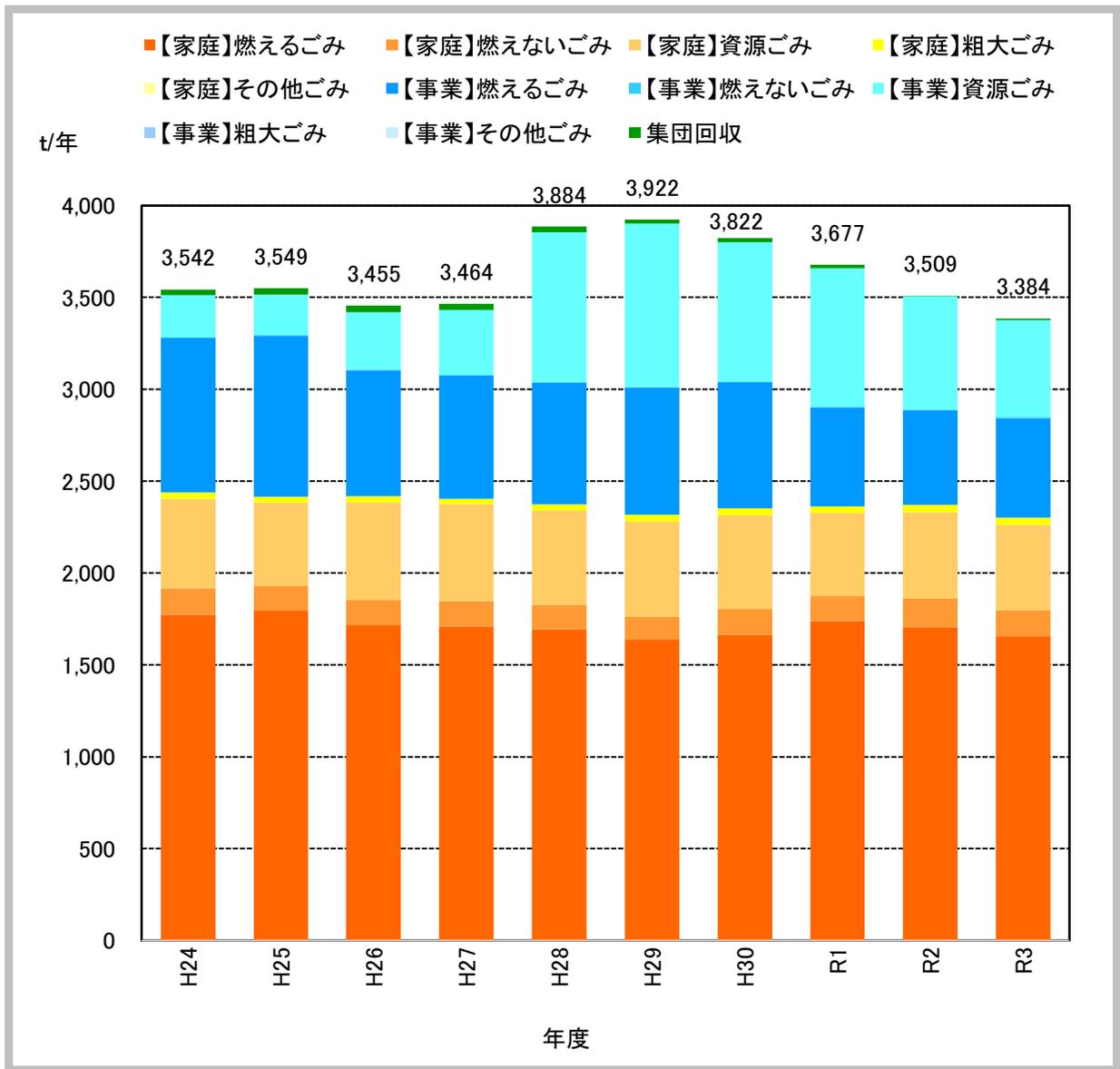
本町で排出されるごみの年間排出量は、平成 24 年度から平成 27 年度にかけて減少していたが、平成 28 年度、平成 29 年度にかけて増加し、それ以降は減少傾向にある。平成 28 年度に、年間排出量が増加しているのは、許可業者等により搬入される資源ごみが増加しているのが要因である。

令和 3 年度における年間排出量は 3,384t である。家庭系可燃ごみが最も多く、事業系可燃ごみ、事業系資源ごみ、家庭系資源ごみと続いている。

◆図表 2-11 ごみ排出量の推移

単位：t

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
家庭系 収集ごみ	燃えるごみ	1,684	1,708	1,653	1,665	1,633	1,589	1,619	1,667	1,678	1,631
	燃えないごみ	125	118	120	122	116	113	126	124	139	129
	不燃粗大	31	29	31	29	29	29	32	30	37	33
	資源ごみ	488	455	531	527	513	516	508	451	468	463
	その他ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	2,328	2,310	2,335	2,343	2,291	2,247	2,285	2,272	2,322	2,256
家庭系 直搬ごみ	燃えるごみ	89	87	64	43	61	48	46	71	27	25
	燃えないごみ	18	16	16	16	17	12	13	11	16	12
	不燃粗大	4	2	1	2	4	8	7	8	5	7
	資源ごみ	0	0	2	1	1	1	1	1	1	1
	小計	111	105	83	62	83	69	67	91	49	45
家庭系ごみ合計		2,439	2,415	2,418	2,405	2,374	2,316	2,352	2,363	2,371	2,301
事業系 ごみ	燃えるごみ	839	876	684	670	662	693	685	538	515	540
	燃えないごみ	5	4	6	2	3	5	5	5	4	8
	不燃粗大	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	資源ごみ	228	218	310	354	814	887	757	752	616	527
	その他ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業系ごみ合計		1,073	1,099	1,000	1,026	1,479	1,585	1,447	1,295	1,135	1,075
集団回収		30	35	37	33	31	21	23	19	3	8
総合計		3,542	3,549	3,455	3,464	3,884	3,922	3,822	3,677	3,509	3,384



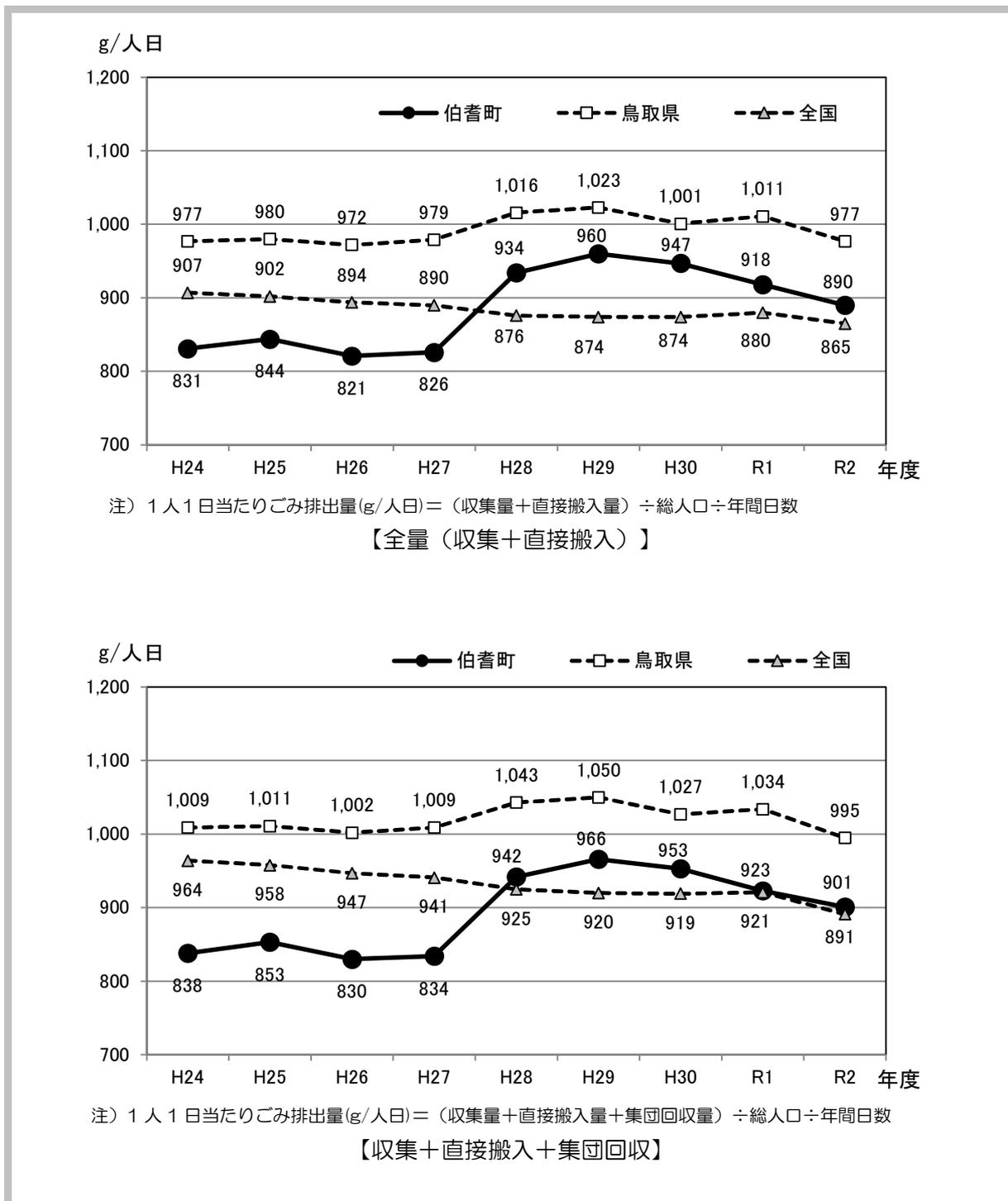
資料：本町地域整備課・環境整備室

②住民1人1日当たりごみ排出量

本町の1人1日当たりごみ排出量（集団回収除く）は、平成28年度、平成29年度にかけて増加し、それ以降は減少傾向にある。

集団回収を含めた1人1日当たりごみ排出量も同様の傾向である。令和2年度において、全国平均と比較すると同程度の排出量で、鳥取県平均と比較すると少ない排出量である。

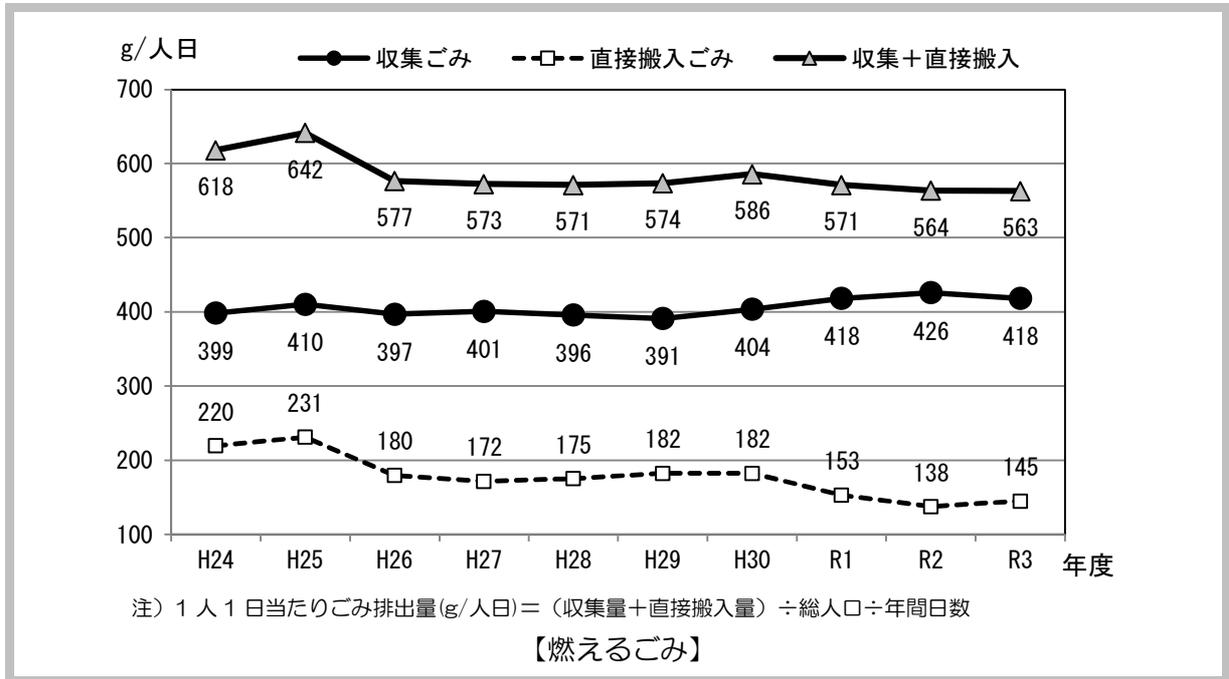
◆図表2-12 住民1人1日当たりごみ排出量の推移



資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査票」（全国および鳥取県）

燃えるごみをみると、収集ごみは平成 24～30 年度にかけて 400g 前後で概ね横ばいに推移し、それ以降は増加傾向にある。一方、直接搬入ごみ、収集および直接搬入の合計量は、平成 25 年度以降減少傾向にある。

◆図表 2-13 燃えるごみの住民 1 人 1 日当たりごみ排出量の推移



3. 中間処理・最終処分

①中間処理（ごみの焼却）

本町の燃えるごみは、平成 24 年度～平成 30 年度までは、伯耆町清掃センターと南部・伯耆クリーンセンターで焼却処理し、令和元年度以降は、伯耆町清掃センターを廃止し、南部・伯耆クリーンセンターで焼却処理している。焼却量は減少傾向にあり、令和 3 年度 2,196t である。

◆図表 2-14 南部町・伯耆町清掃施設管理組合 クリーンセンターの処理実績

単位：t

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
焼却量 (t)	2,612	2,671	2,401	2,378	2,356	2,330	2,350	2,276	2,220	2,196
焼却残渣量 (t)	300	300	275	278	290	297	271	309	297	291
焼却残渣量（二ケ町）(t)	154	169	159	153	160	163	145	309	297	291
焼却残渣量（溝口）(t)	146	131	116	125	130	134	126	0	0	0
焼却残渣率	11.5%	11.2%	11.4%	11.7%	12.3%	12.8%	11.5%	13.6%	13.4%	13.3%

注) 1. 焼却残渣率=焼却残渣量÷焼却量

資料：本町資料

- 注) 1. 焼却残渣率=焼却残渣量÷焼却量
 2. 一日処理量(t/日)=年間焼却量(t/年)÷焼却日数
 3. 稼働率(%)=焼却量÷公称処理能力(16t/日)×365日×0.83
 0.83：旧構造指針解説に示される機械化バッチ焼却式焼却炉の稼働率

②中間処理（ごみの資源化）

(1) リサイクルプラザの資源化

リサイクルプラザでは、燃えないごみ、不燃粗大および資源ごみについて、破碎・圧縮・選別等の処理を行っている。令和 3 年度ではリサイクルプラザに搬入された後、資源化が 335t で、残渣（焼却）が 42t あり、残渣（埋立）が 118t ある。

◆図表 2-15 リサイクルプラザでの資源化量

単位：t

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
搬入量 (t)		623	578	598	595	576	576	583	514	519	502
処理内訳	資源化 (t)	446	419	436	423	416	418	410	346	351	335
	残渣（焼却）(t)	102	81	93	69	0	0	0	43	43	42
	残渣（埋立）(t)	91	86	94	111	158	152	172	118	125	118

資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

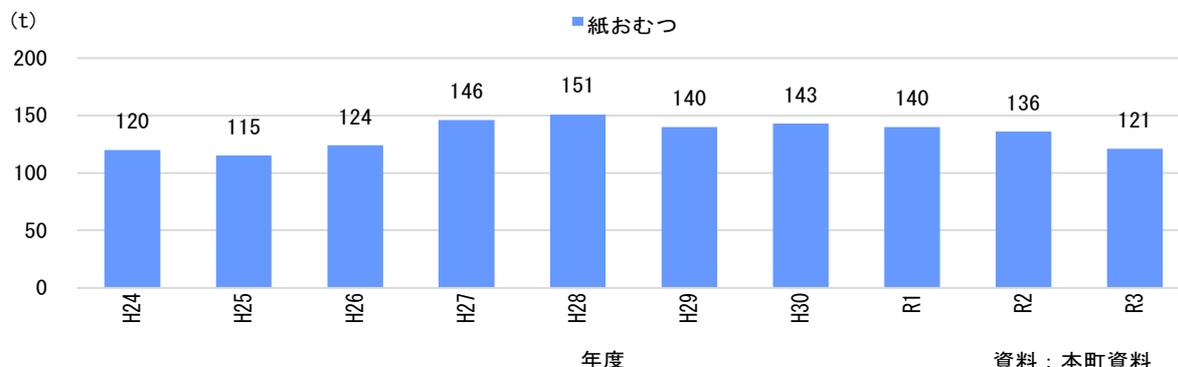
注) 搬入量には生きビン含む。

(2) 紙おむつの燃料化

本町では、平成 23 年 11 月から、町内の保育所や医療機関等から排出される使用済み紙おむつを燃料化し、町内温泉施設のボイラー燃料等として利用している。紙おむつの処理量は、平成 24 年度から平成 28 年度にかけ増加し、それ以降は減少し、令和 3 年度 121t である。

◆図表 1-16 紙おむつの処理量

単位：t

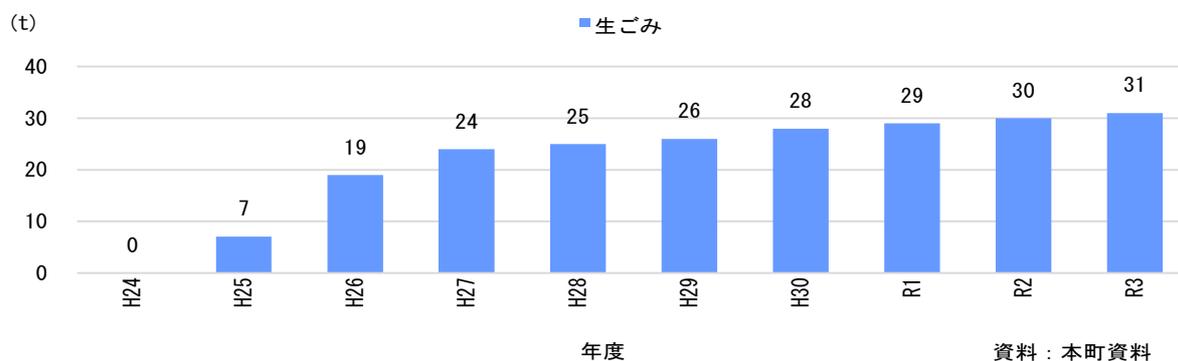


(3) 生ごみの堆肥化

本町では、モデル集落等における生ごみの堆肥化事業を平成 25 年から 1 集落で取組をはじめ、平成 26 年度から町内の給食残渣の処理を実施している。平成 27 年度には、更に 1 集落で取組を開始した。平成 28 年度以降は増加傾向にあり、令和 3 年度 31t である。

◆図表 1-17 モデル集落等における生ごみ処理量

単位：t

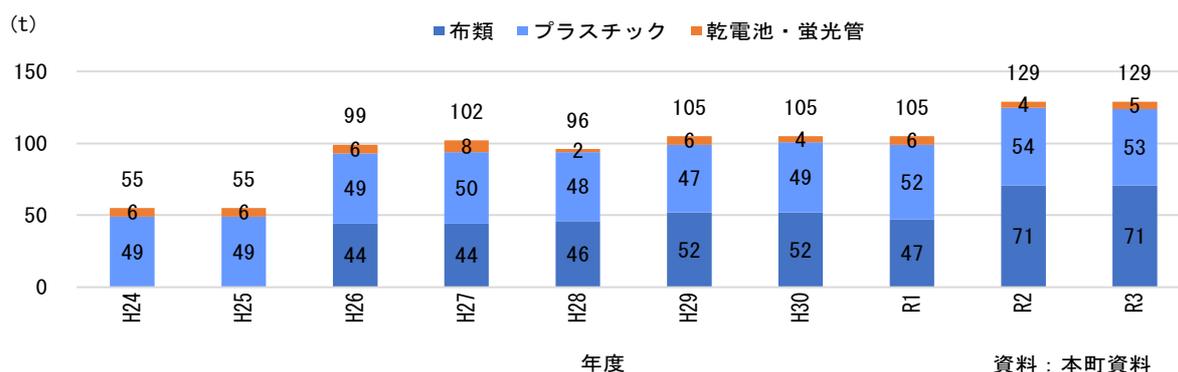


(4) 委託業者による資源化

本町では、リサイクルプラザに搬入する資源ごみとは別に、町独自で資源ごみを収集し、委託処理している。令和 3 年度の資源化量は布類 71t、プラスチック 53t、乾電池・蛍光灯 5t である。

◆図表 2-18 委託業者による資源化量

単位：t

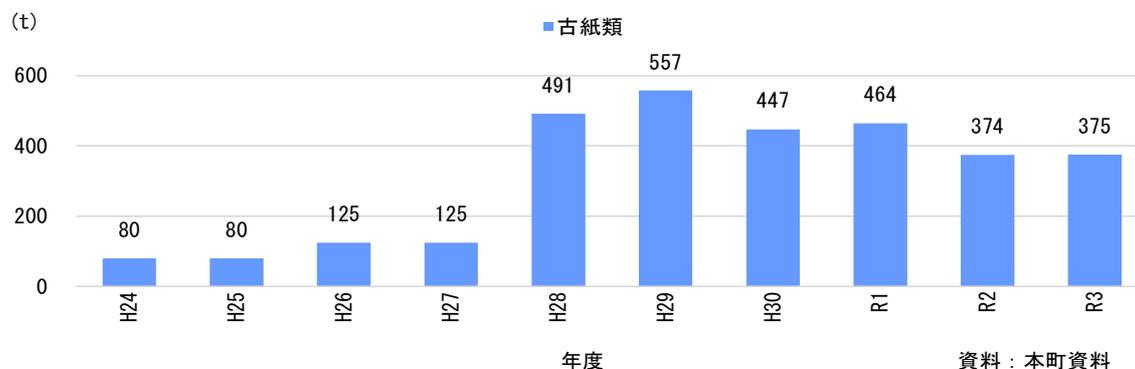


(5) 事業者による資源化

本町管内の事業所において、資源化業者へ直接搬入し、古紙の資源化を行っている。平成24年度から平成29年度にかけて増加し、それ以降は減少し、令和3年度375tである。

◆図表2-19 事業者による資源化

単位：t



(6) 焼却残渣の資源化

ごみ焼却施設における焼却残渣は、建設資材等への資源化を行っている。毎年300t前後の焼却残渣を資源化している。

◆図表2-20 焼却残渣の資源化

単位：t

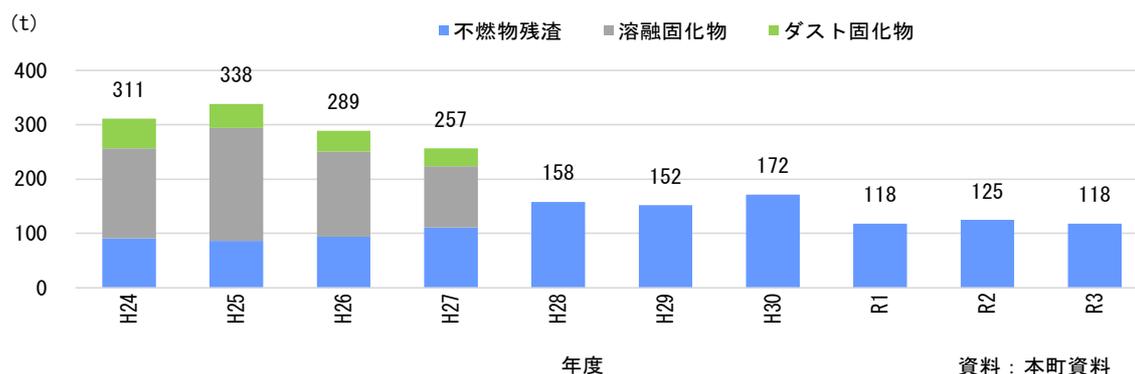


③最終処分

本町の最終処分量は、リサイクルプラザから発生する不燃物残渣で令和3年度118tである。平成27年度までは、エコスラグセンターから発生する溶融固化物およびダスト固化物を最終処分していたが、エコスラグセンターの稼働停止に伴い、平成28年度以降、溶融固化物およびダスト固化物による最終処分量は発生しない。

◆図表2-21 最終処分量の推移

単位：t



④発生・排出抑制の取り組み

本町では、住民や事業所によるごみの減量を推進するため、以下の取組を行っている。

○ ごみの減量化と資源化物回収の啓発

分別収集のパンフレットを作成し、ごみの減量化と資源化物の回収を呼びかけている。

○ モデル集落による生ごみの資源化支援

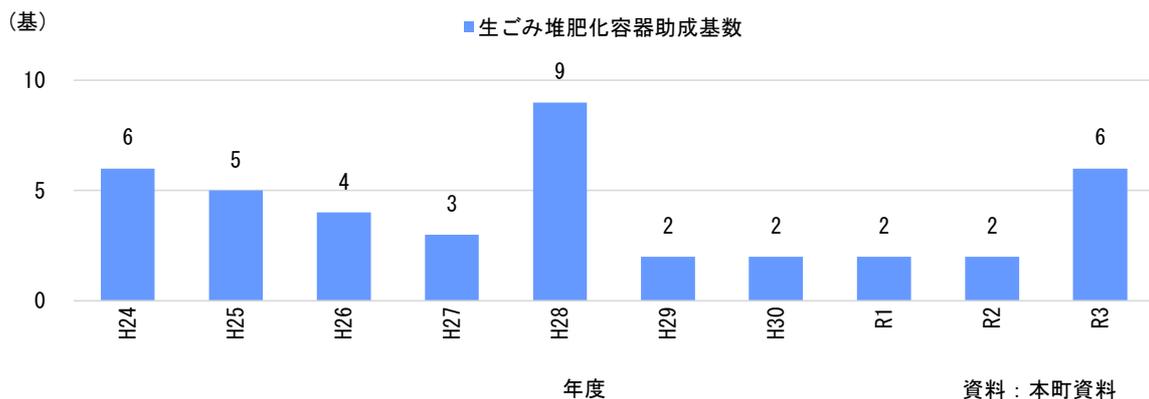
こしが丘区では、各家庭から出される生ごみを町が貸与している大型生ごみ処理機により資源化（液肥化处理）している。伯耆ニュータウン区では、有志による生ごみの収集運搬を実施しており、集まった生ごみは民間の施設で資源化（堆肥化处理）している。

○ 生ごみ堆肥化容器の助成

家庭から排出される生ごみの減量を図るため、住民を対象に家庭用生ごみ堆肥化容器の購入に対して助成金を交付している。交付率は1基あたり購入金額の45%である。

◆図表2-22 生ごみ堆肥化容器補助の実績

単位：基



○ 水切りバケツの配布

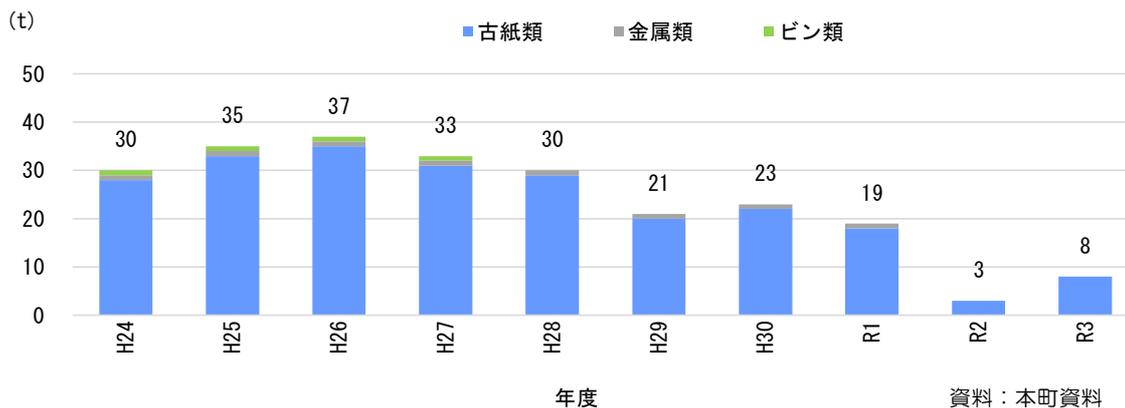
希望する一般家庭には生ごみの水切りバケツを配布している。

○ 資源ごみ回収団体補助事業の実施

住民が資源化回収を促進し、ごみの減量化を図るため、町内の団体が行う古紙等資源ごみ回収に補助を行っている。補助額は、古紙類、金属類は、1kg当たり6円、ビン類は1本当たり6円である。集団回収の内訳としては古紙類がほとんどを占め、回収量は減少傾向にある。令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により、集団回収の実施が縮小されたため、実績がかなり減少した。

◆図表 2-23 集団回収の実績

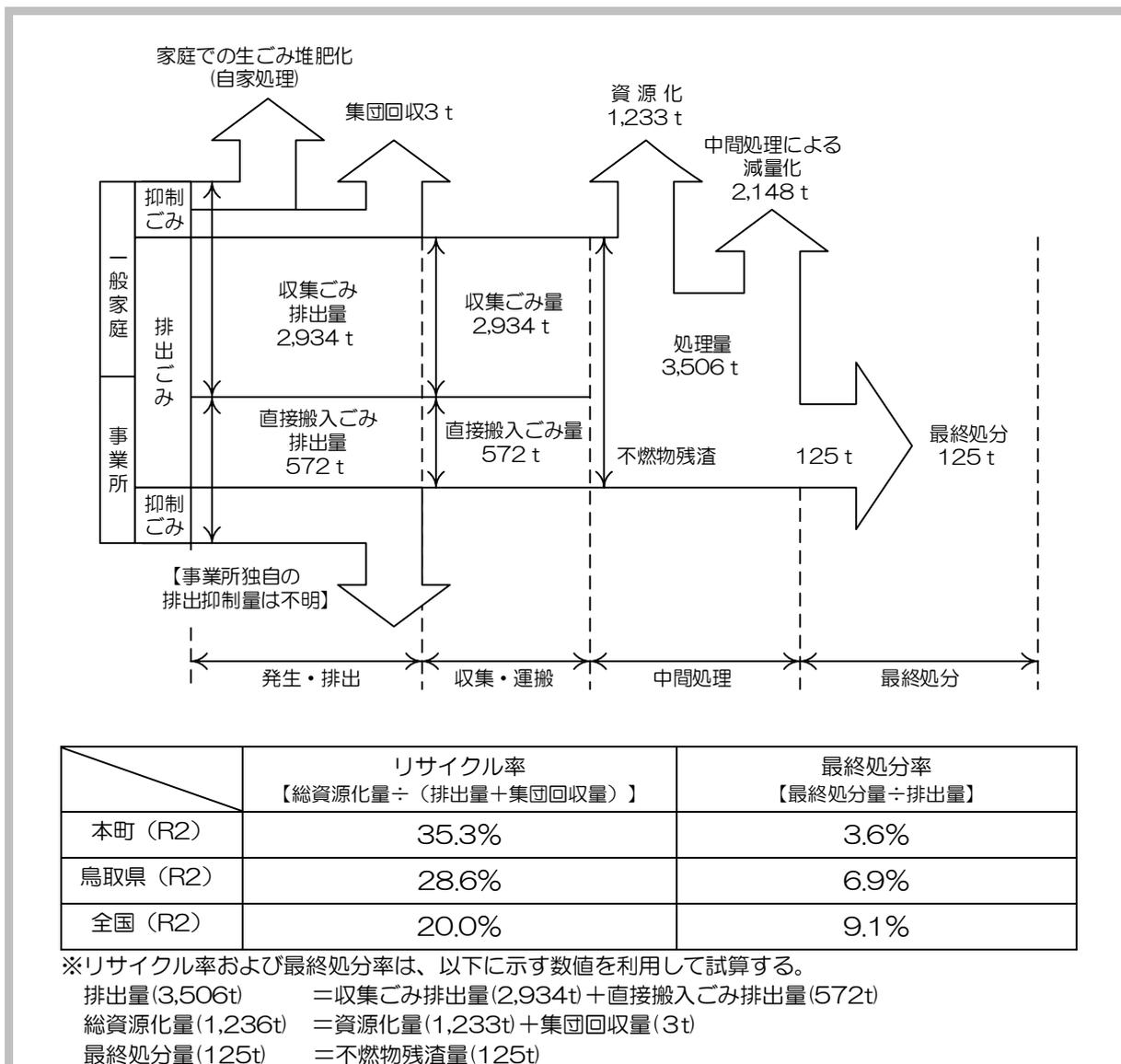
単位：t



⑤リサイクルと最終処分

本町から排出されるごみのリサイクルは、資源物の分別収集、さらには処理施設での資源物回収により行っており、令和 2 年度の総資源化量は 1,236t/年で、リサイクル率は 35.3% である。令和 2 年度の最終処分量は 125t/年で、最終処分率は 3.6% である。

◆図表 2-24 リサイクルと最終処分【令和 2 年度】



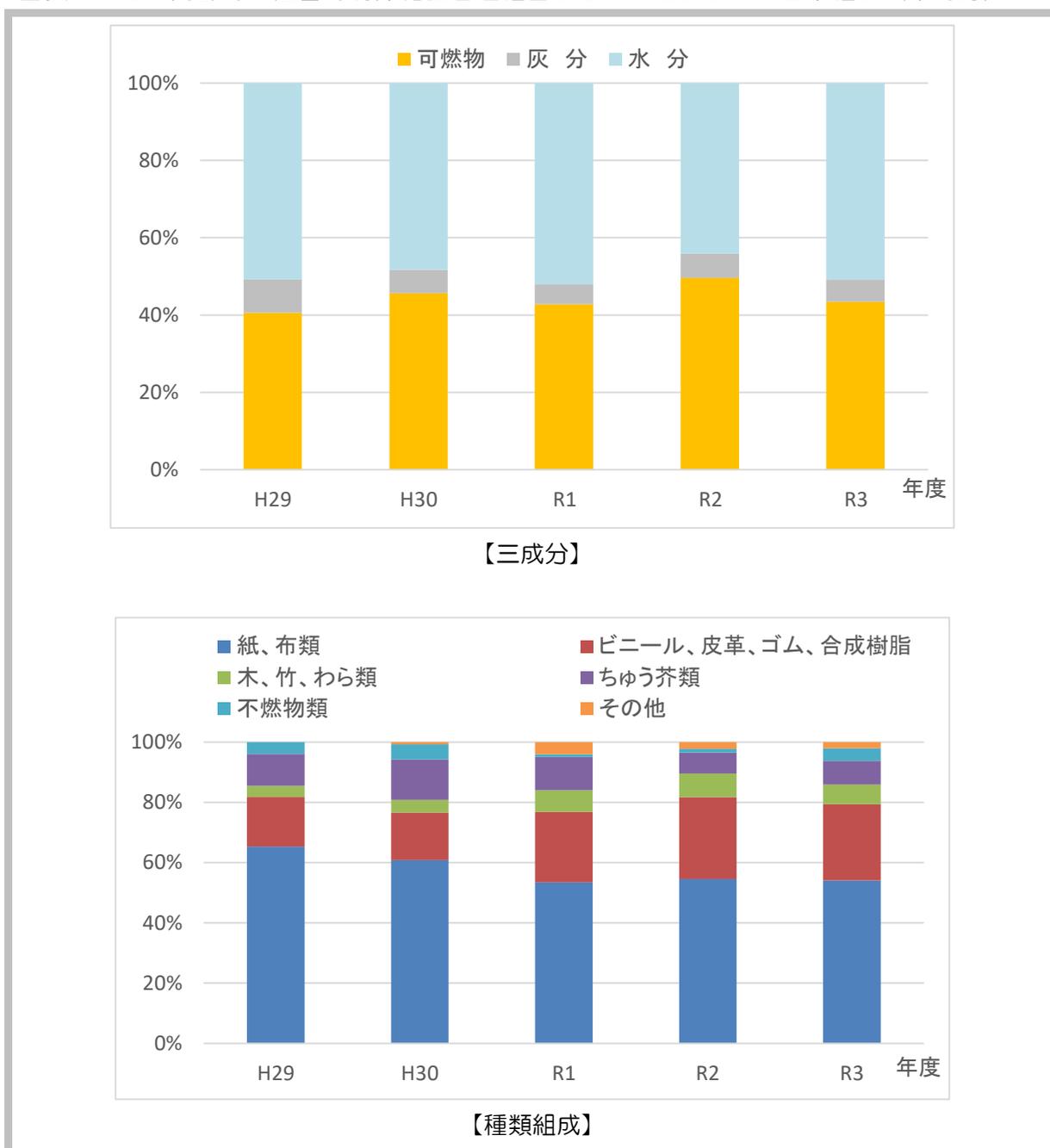
4. ごみの性状

①可燃ごみ質

本町から排出される燃えるごみは、南部町・伯耆町清掃施設管理組合クリーンセンターにおいて、南部町の可燃ごみと一緒に焼却処理されている。

直近5年間の本町分の三成分、種類組成等のごみ質調査結果は以下の通りである。可燃分の組成をみると、紙・布類の割合が高くなっている。

◆図表2-25 南部町・伯耆町清掃施設管理組合クリーンセンターのごみ組成（本町分）



資料：南部町・伯耆町清掃施設管理組合資料

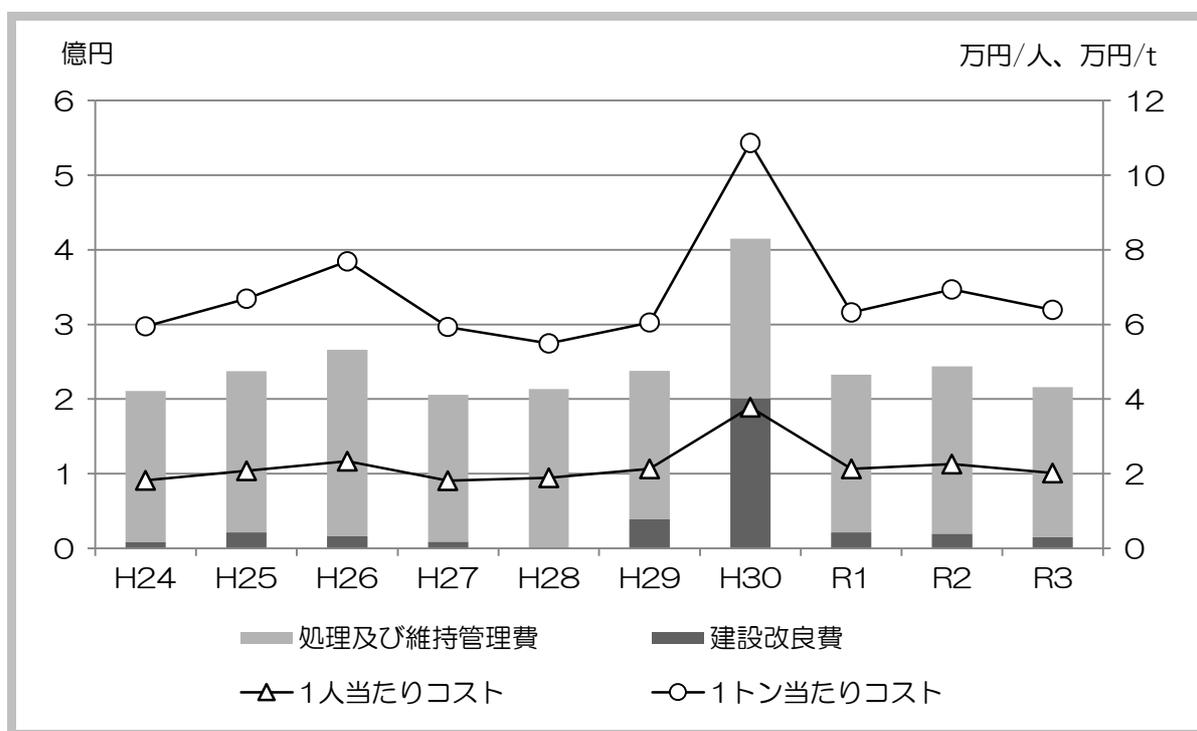
5. ごみ処理経費

令和3年度におけるごみ処理経費は、約2億1500万円、住民1人当たりのコストは約20,000円、ごみ1t当たりのコストは約64,000円であり、平成24年度以降増加傾向にある。平成30年度は建設改良工事費（南部町・伯耆町クリーンセンター基幹改良工事）が約2億円計上されているため、過去10年間で最も経費がかかっている。

◆図表2-26 ごみ処理経費

区分		単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
人口	A	人	11,578	11,406	11,406	11,379	11,299	11,128	10,987	10,915	10,790	10,682
ごみ量	B	t/年	3,542	3,549	3,455	3,464	3,884	3,922	3,822	3,677	3,509	3,377
建設改良費	a	千円/年	8,144	21,375	16,124	9,226	11	39,061	200,638	21,515	19,499	14,940
処理及び維持管理費	b	千円/年	202,572	215,909	249,660	196,186	213,377	198,361	214,314	210,814	224,188	200,831
合計	c	千円/年	210,716	237,284	265,784	205,412	213,388	237,422	414,952	232,329	243,687	215,771
1人当たりコスト	b÷A	円/人・年	18,200	20,800	23,300	18,100	18,900	21,300	37,800	21,300	22,600	20,200
1トン当たりコスト	b÷B	円/t	59,500	66,900	76,900	59,300	54,900	60,500	108,600	63,200	69,400	63,900

資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」



6. ごみ処理の課題

本町では今後、更なる資源化の促進及び、ごみ処理施設の円滑な整備を進める必要がある。

①食品ロスの削減

本来食べられるのに捨てられる食品である「食品ロス」は、日本では、令和2年度、年間約522万トン発生していると推計されている。このまま放置すると、大量の食べ物が無駄になるだけでなく、環境悪化や将来的な人口増加による食料危機にも適切に対応できなくなるため、食品ロスの削減が重要である。

そのため、まずは、本町の家庭、事業所から排出されるごみの組成などの詳細について、今後調査・研究が必要である。

②紙ごみのさらなる削減

可燃物のごみ質調査では、まだまだ紙類の割合が高い。今後さらに分別の徹底を啓発していく必要がある。

③プラスチックの資源循環

海洋プラスチックごみ問題、中国の廃プラ輸入規制、気候変動などの問題が顕在化し、プラスチック資源循環の重要性が高まっている。このような背景から「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和4年4月）」が施行されている。

本町で実施する軟質プラスチック類の分別収集に加え、鳥取県西部広域行政管理組合の動向を視野に入れながら、プラスチックごみの排出抑制、資源化について調査・研究していく必要がある。

④4R+Renewableの推進

循環型社会を構築するためには、製品のライフサイクル全体を通じた適正管理が求められている。4R（発生回避、抑制、再利用、再資源化）に加え、Renewable（再生可能資源への代替等）を推進する必要がある。

⑤収集運搬体制

収集・運搬は、委託によって行っているが、行政サービスとしての収集運搬体制を維持することが必要である。

⑥ごみ処理の広域化対応

鳥取県西部広域行政管理組合の「一般廃棄物処理施設整備基本構想」においては、令和14年度を目標として、ごみの広域化処理に向け新たな処理施設が稼働する構想になっている。ごみ分別区分の統一など、広域化に向けた対応を検討する必要がある。

「鳥取県西部広域行政管理組合 一般廃棄物処理施設整備基本構想」における目標値

指標	令和14年度目標値
総排出量（許可資源ごみ量除く）	825.9 グラム/人・日
家庭系収集ごみ排出量（資源ごみ量除く）	440.1 グラム/人・日
事業系ごみ排出量（資源ごみ量除く）	59.8 トン/日（本町 1.73 トン/日）

※許可資源ごみは、行政が処理に関与せずに排出業者が直接資源化しているごみ。

7. 本町における関係条例等

本町における廃棄物処理に係る主な条例等は次のとおりである。

◆図表 2-27 本町の廃棄物処理に係る主な条例等

条例等の名称	概要	番号等
伯耆町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	廃棄物の排出抑制及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理に関して、町、町民及び事業者の責務を定めたもの	平成 17 年 1 月 1 日 条例第 125 号
伯耆町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則	「伯耆町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の施行に関し、廃棄物減量等推進審議会及び廃棄物減量等推進委員会の運営、一般廃棄物の処理施設への運搬許可等の必要な事項を定めたもの	平成 17 年 1 月 1 日 規則第 82 号
伯耆町清掃センター条例	伯耆町清掃センターの設置に関して定めたもの	平成 17 年 1 月 1 日 条例第 127 号
伯耆町清掃センター条例施行規則	「伯耆町清掃センター条例」の施行に関し、管理にかかる必要な事項を定めたもの	平成 17 年 1 月 1 日 規則第 84 号
伯耆町ごみ集積所整備事業費補助金交付要綱	ごみ集積所の整備にかかる補助金の交付に関し、必要な事項を定めたもの	平成 24 年 2 月 15 日 告示第 19 号
伯耆町生ごみ処理容器購入補助金交付要綱	生ごみ処理容器（コンポスト化容器）の購入にかかる補助金の交付に関し、必要な事項を定めたもの	平成 24 年 3 月 22 日 告示第 8 号
伯耆町資源集団回収奨励金交付要綱	資源物の集団回収にかかる奨励金の交付に関し、必要な事項を定めたもの	平成 24 年 3 月 22 日 告示第 9 号
伯耆町大型生ごみ処理機貸出事業実施要綱	町が所有する大型生ごみ処理機の貸し出しに関し、必要な事項を定めたもの	平成 24 年 4 月 20 日 告示第 12 号

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 人口及びごみ排出量等の推計

本計画においては、平成24(2012)年度から令和3(2021)年度までの住民基本台帳人口(9月末時点)、第3次伯耆町総合計画の将来人口を基に、行政区域内の人口推計を行った。

生活系ごみについては、ごみ種類別の1人1日平均排出量を原単位とし、これを将来推計したうえで、行政区域内人口の将来推計結果を乗じることにより、収集ごみ排出量の将来推計値(単純推計)とした。

また、事業系ごみは、1日平均排出量を原単位とし、これを将来推計することによりごみ排出量の将来推計値(単純推計)とした。

なお、将来推計は、過去の実績値の推移を勘案して、適宜、適切な方法を選択した(図表3-1参照)。

推計値については、資料編として掲載する。

家庭系ごみ・集団資源回収

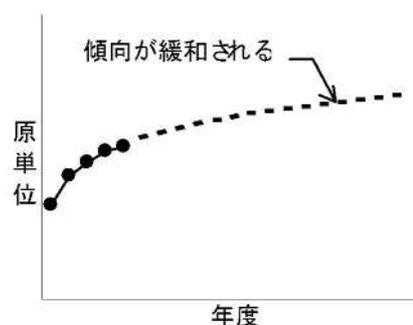
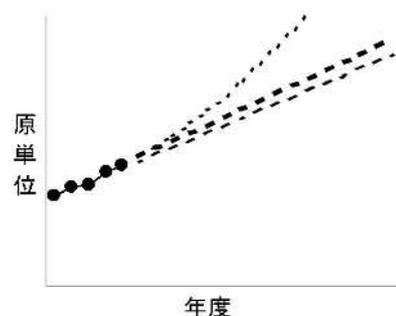
$$\begin{aligned} \text{原単位} &= 1 \text{人1日当たりごみ排出量}(\text{g}/\text{人}\cdot\text{日}) \\ &= \text{年間排出量}(\text{t}/\text{年}) \div \text{計画収集人口}(\text{人}) \div 365(\text{日}) \times 106 \end{aligned}$$

事業系ごみ

$$\begin{aligned} \text{原単位} &= 1 \text{日平均排出量}(\text{t}/\text{日}) \\ &= \text{年間排出量}(\text{t}/\text{年}) \div 365(\text{日}) \end{aligned}$$

◆図表3-1 人口及びごみ排出量の将来見込みの算出手順

推計方法	考え方
最小二乗法 等差級数法 等比級数法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 増加や減少が安定した傾向を示し、推計対象物の性格や他事例から今後もこの傾向が続くと考えられる場合に採用します。 ○ 過大過小とならないよう、3方法の中間を採用します。
対数回帰法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 増加や減少傾向が徐々に緩和される傾向を示し、今後もこの傾向が続くと判断できる場合に採用します。 ○ 前出の推計は、直線的に増減するため、長期的にみると過大となったり、減少傾向の場合にゼロとなったりする場合がありますが、こうしたことは起こり得ないと判断できる場合等に採用します。



<p>平均</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長期的には横ばい傾向で、各年では増減を繰り返しているような場合で、最小二乗法では実績値を反映した推計が困難と判断される場合に採用します。 ○ 最新年のデータが増加している場合に増加傾向を示す推計となり、長期的に不合理となる場合があります。 	<p>トレンド法では過大・過小と判断される場合に採用</p> <p>原単位</p> <p>年度</p>
<p>指定年</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過去の実績値がない、あるいは分別区分の変更等により、将来推計を行ううえで参考とならないと判断される場合に最新年をもって将来推計値とする場合等に採用します。 	<p>原単位</p> <p>年度</p>

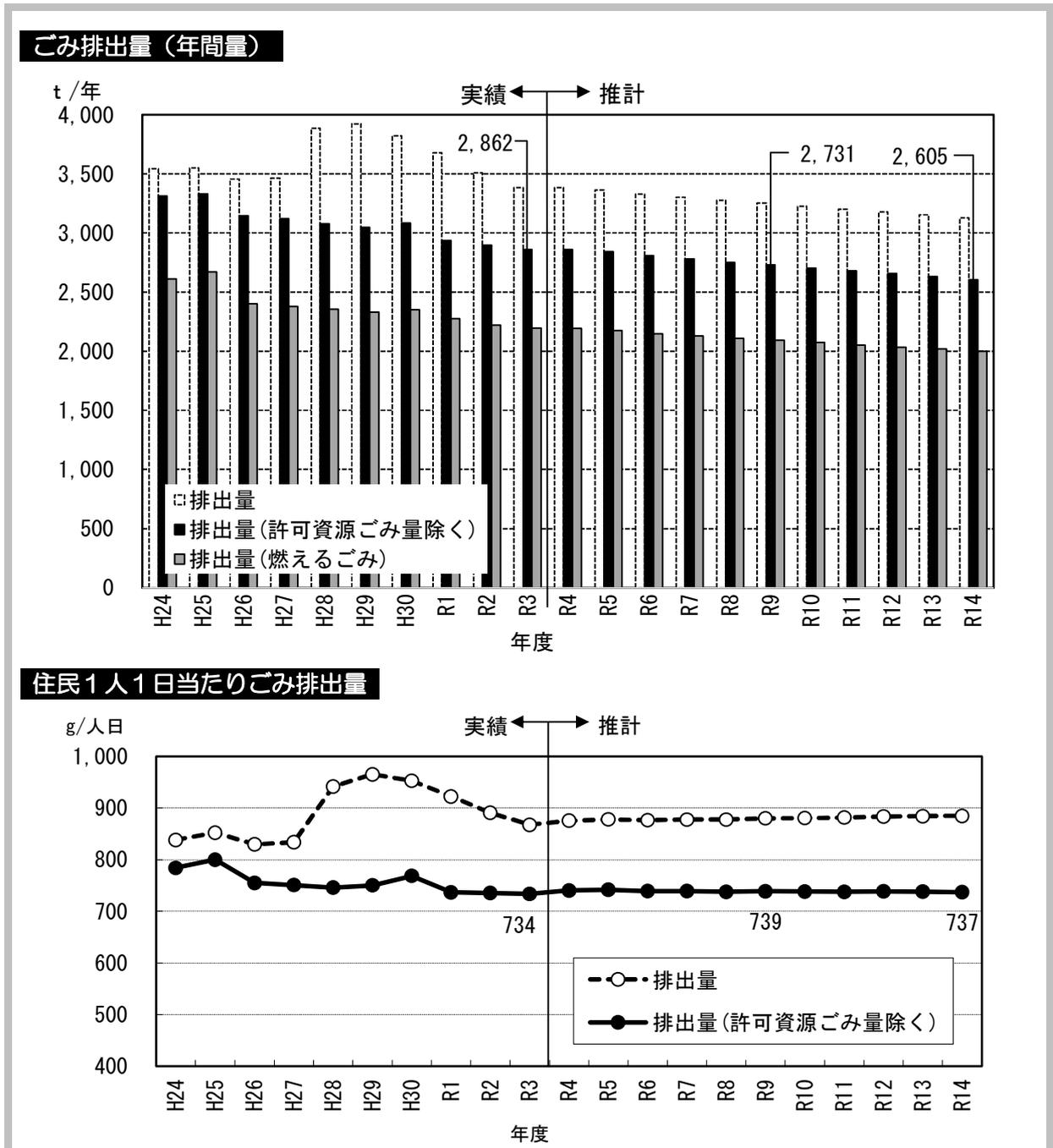
第2節 ごみ処理の数値目標

1. 単純推計

① ごみ排出量

- ごみ排出量（許可資源ごみ量除く）は、平成24年度以降減少傾向にあり、令和3年度において2,862tである。令和4年度以降も減少し、令和14年度において2,605tとなる見込みである。
- ごみ排出量（許可資源ごみ量除く）のうち、燃えるごみの割合は70%以上を占めている。
- 住民1人1日当たりごみ排出量（許可資源ごみ量除く）は、令和3年度において734gであり、令和14年度において737gとなる見込みである。

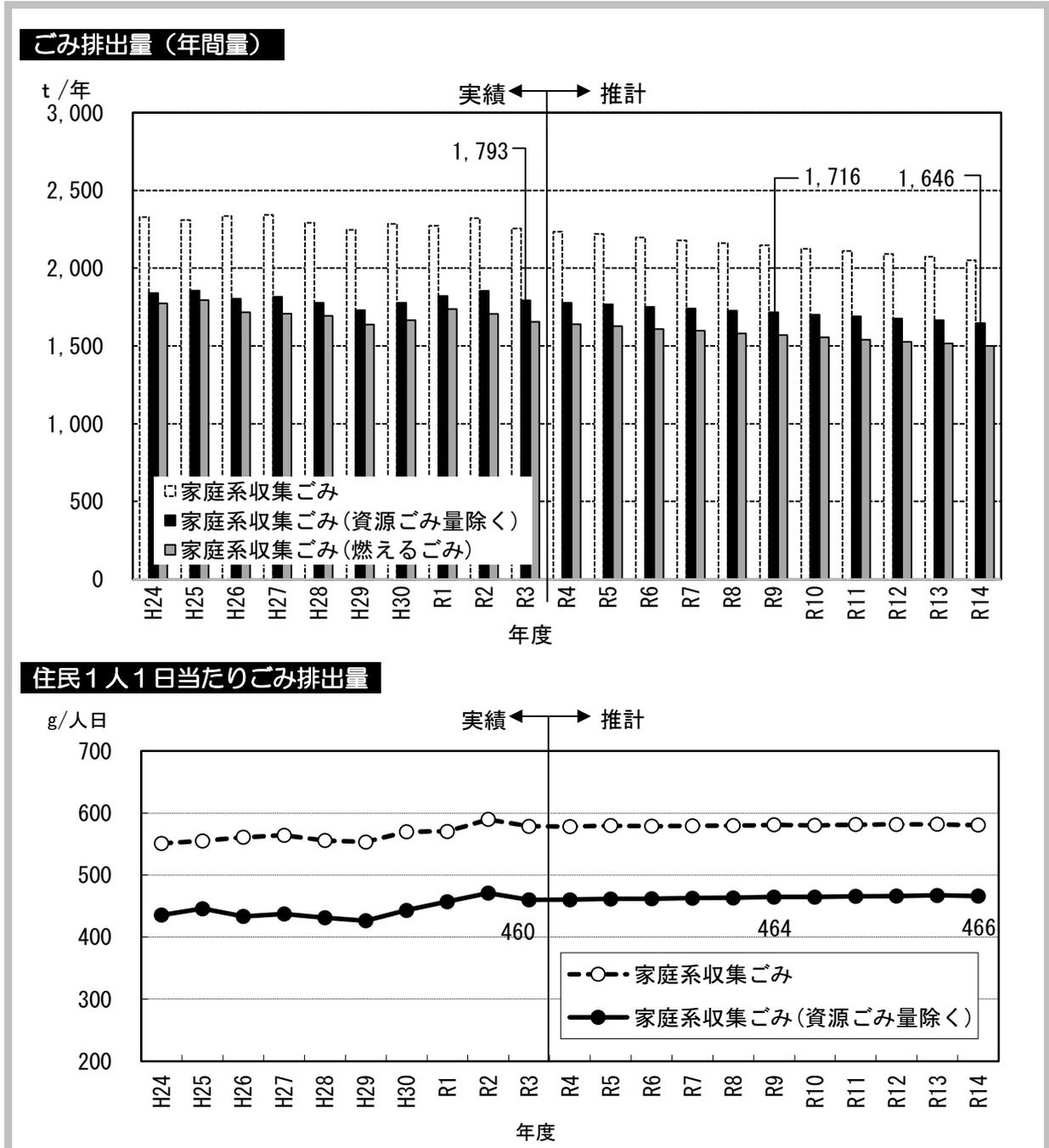
◆図表3-2 ごみ排出量の将来推計（単純推計）



② 家庭系収集ごみ排出量

- 家庭系収集ごみ排出量（資源ごみ量除く）は、平成 24 年度以降減少傾向にあり、令和 3 年度において 1,793t である。令和 4 年度以降も減少し、令和 14 年度において 1,646 t となる見込みである。
- 家庭系収集ごみ排出量（資源ごみ量除く）のうち、燃えるごみの割合は 90%以上を占めている。
- 住民 1 人 1 日当たりの家庭系収集ごみ排出量（資源ごみ量除く）は、令和 3 年度において 460g であり、令和 14 年度において 466g となる見込みである。

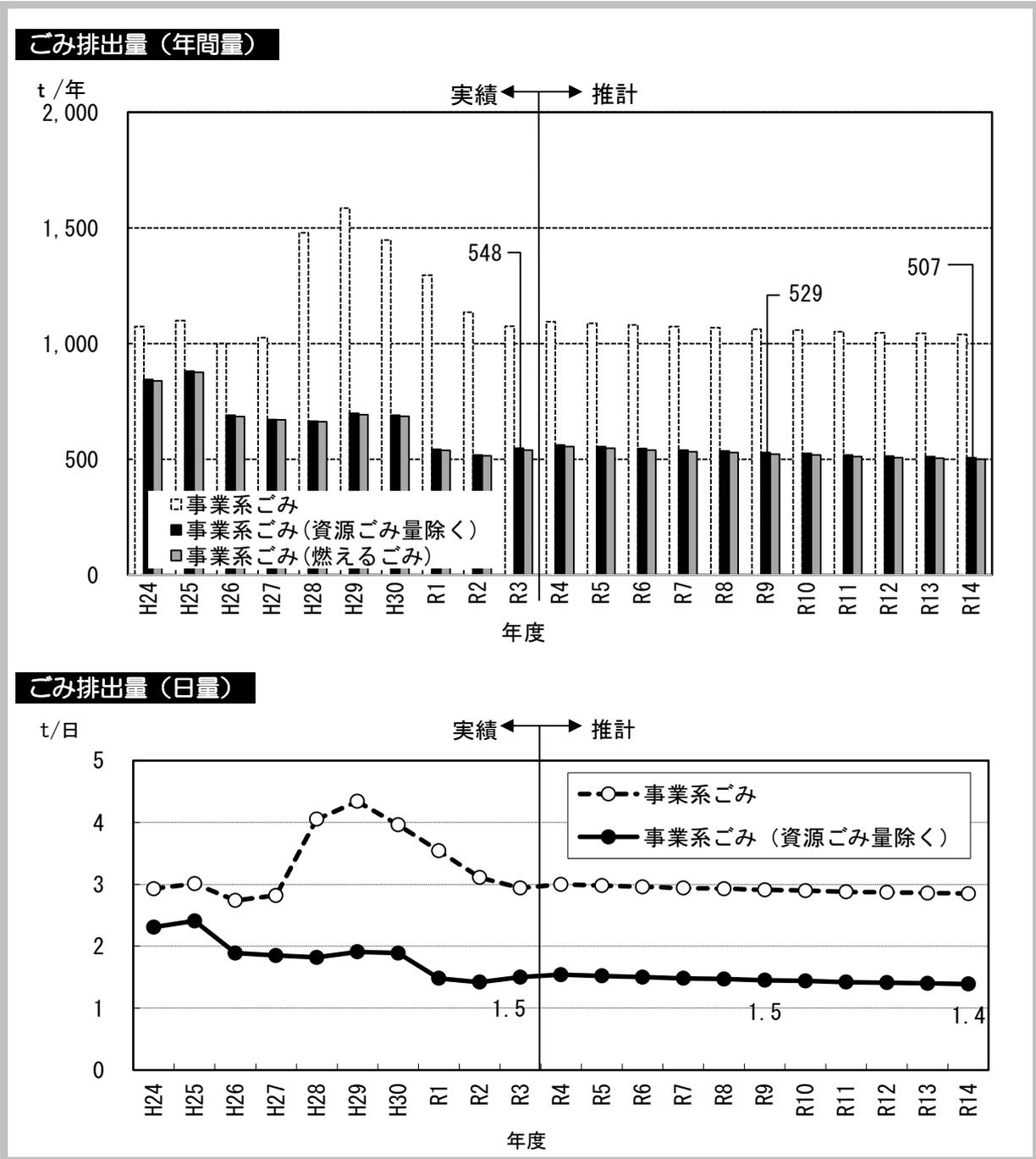
◆ 図表 3-3 家庭系収集ごみの将来推計（単純推計）



③ 事業系ごみ排出量

- 事業系ごみ排出量（資源ごみ量除く）は、平成 24 年度以降減少傾向にあり、令和 3 年度において 548t である。令和 4 年度以降も減少し、令和 14 年度において 507 t となる見込みである。
- 事業系ごみ排出量（資源ごみ量除く）のうち、燃えるごみの割合は 95%以上を占めている。
- 1日の事業系ごみ排出量（資源ごみ量除く）は、令和3年度において 1.5t であり、令和 14 年度において 1.4t となる見込みである。

◆図表3-4 事業系ごみ排出量の将来推計（単純推計）

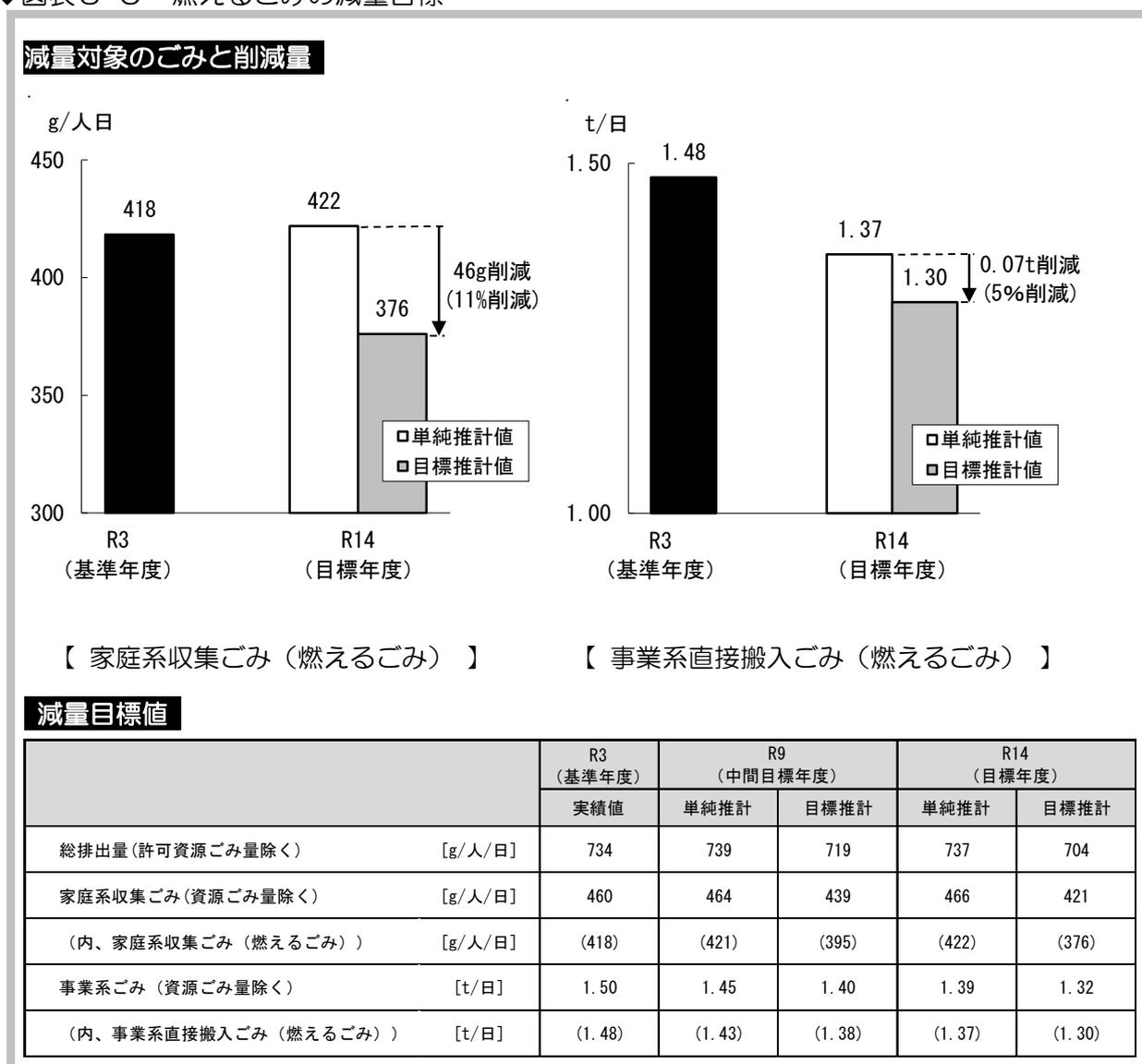


2. 目標推計

①減量目標

- 減量目標の達成年度は令和 14 年度とし、減量対象のごみは、家庭系収集ごみ（燃えるごみ）、事業系直接搬入ごみ（燃えるごみ）を対象とする。
- 家庭系収集ごみ（燃えるごみ）は、令和 14 年度 46g/人/日（11%）削減を目指す。
- 事業系直接搬入ごみ（燃えるごみ）は、令和 14 年度 0.07t/日（5%）削減を目指す。
- 減量目標値は、「総排出量（許可資源ごみ量除く）：704[g/人/日]」、「家庭系収集ごみ（資源ごみ量除く）：421[g/人/日]」、「事業系ごみ（資源ごみ量除く）：1.32[t/日]」とする。

◆図表 3-5 燃えるごみの減量目標



◆図表3-6 家庭系収集ごみ（燃えるごみ）の減量設定

“もったいない”

目標:46グラム削減
(うち、14gは資源物へ)

燃えるごみのごみ出しまえにひと工夫!

- 食べ残されたり、手付かずのままごみ出しされている食品は5%程度あります。

1人1日当たり
排出量 20グラム

⇒すべての家庭で取り組みましょう。



- ❖ 食事の量を良く考え、作り過ぎないようにしましょう。
- ❖ 作った料理は食べ残さない様にしたり、翌日のお弁当に利用しましょう。

目標:20グラム削減

- 生ごみは燃えるごみの4~5割を占めています。

- 水分が多いと焼却に使用するエネルギーが大きくなります。

1人1日当たり
排出量 180グラム

※うち70%(126グラム)程度が水分です。

⇒水切りに取り組みましょう。
ひと絞りで10%程度の水切り



- ❖ 調理くずは、生ごみ処理機器やコンポストなどを利用して堆肥化し、家庭菜園などに利用しましょう。

- ❖ 生ごみは、三角コーナー等を用い、しっかり水切りを行いましょう。

目標:12グラム削減

- 分別すれば資源化できるミックスペーパー、雑がみが燃えるごみに出されています。

1人1日当たり
排出量 140グラム

⇒10%程度を資源回収に出しましょう。
ごみ分別は全町で取り組みましょう。



- ❖ 決められた分別に協力しましょう。

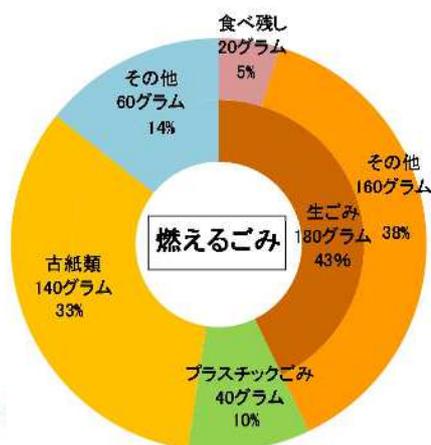
- ❖ 分別しないと再資源化できなくなります。

目標:14グラムを資源回収へ

- ❖ 燃えるごみは、生ごみ、プラスチックごみ、古紙類、その他のものが排出されています。

- ❖ その中には、分別すれば資源化できる古紙類、堆肥化等により削減できる生ごみが多く排出されています。

✓ 具体的な割合は、類似自治体による調査結果を参考としています。

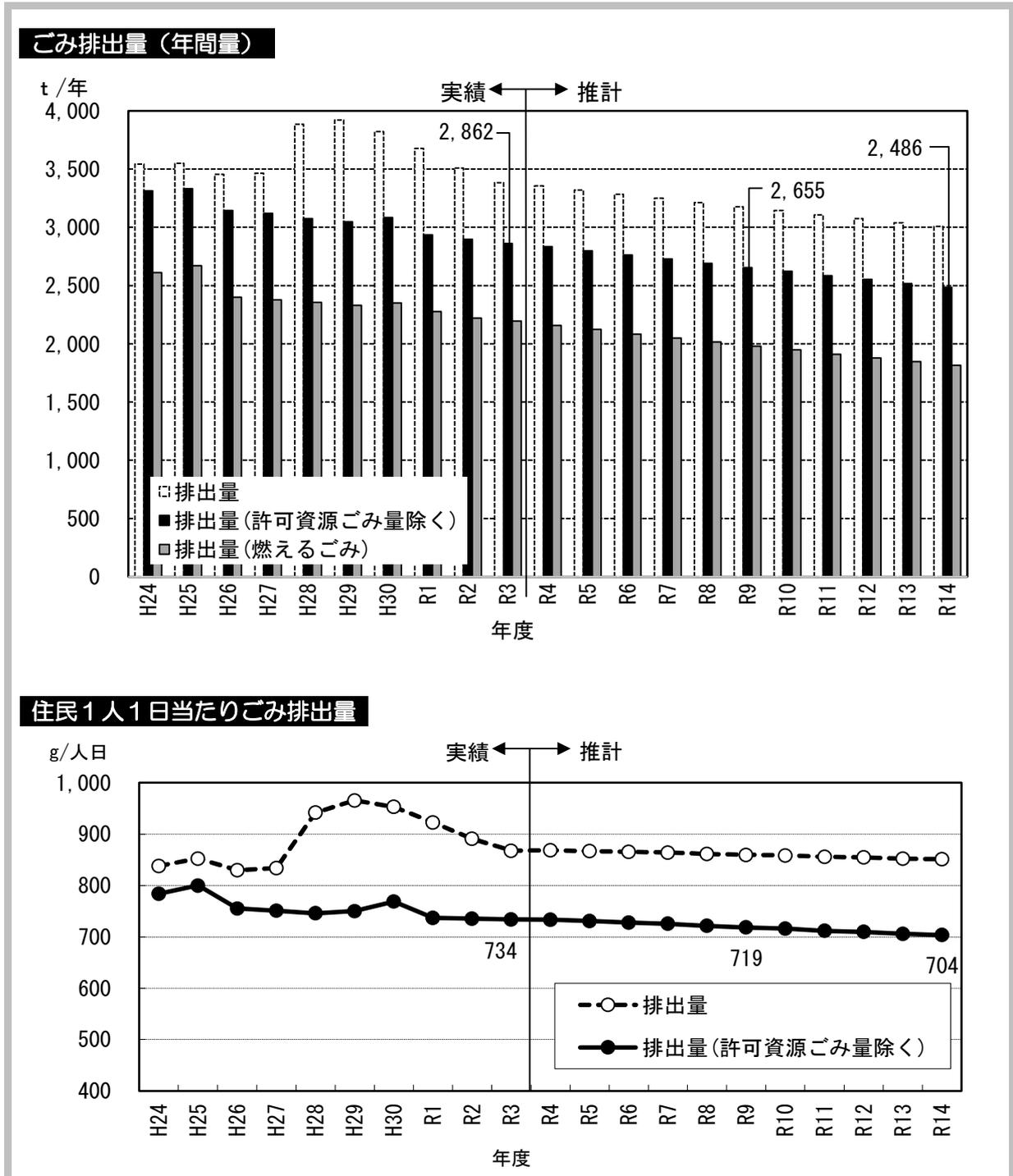


②減量目標が達成した場合のごみ排出量

(1) ごみ排出量

- 目標を達成した場合のごみ排出量（許可資源ごみ量除く）は、令和 14 年度において 2,486 t となる見込みである。
- 目標を達成した場合の住民 1 人 1 日当たりごみ排出量（許可資源ごみ量除く）は、令和 14 年度において 704g となる見込みである。

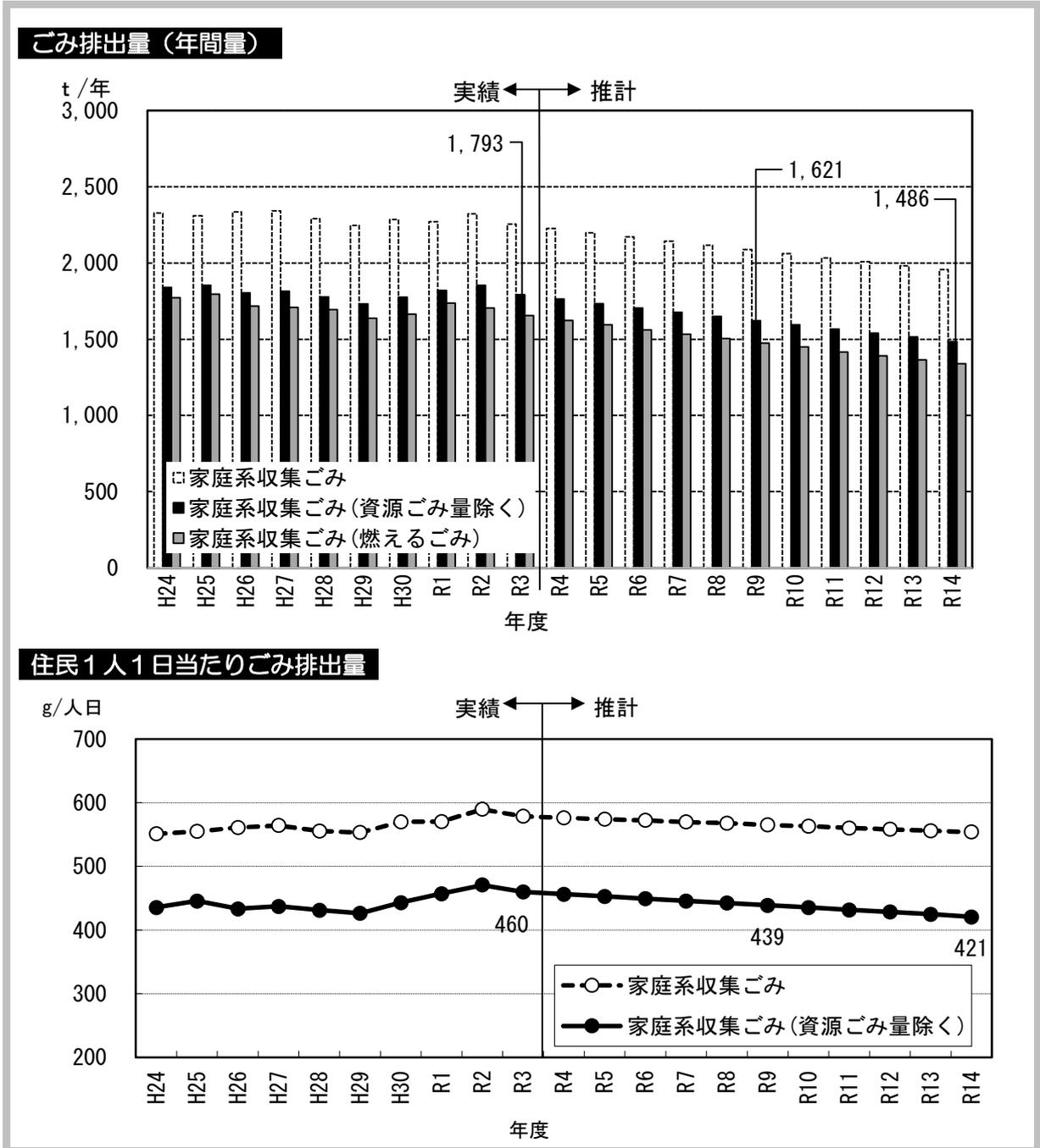
◆図表 3-7 ごみ排出量の将来推計（目標推計）



(2) 家庭系収集ごみ排出量

- 目標を達成した場合の家庭系収集ごみ排出量（資源ごみ量除く）は、令和 14 年度において 1,486 t となる見込みである。
- 目標を達成した場合の住民 1 人 1 日当たりごみ排出量（資源ごみ量除く）は、令和 14 年度において 421g となる見込みである。

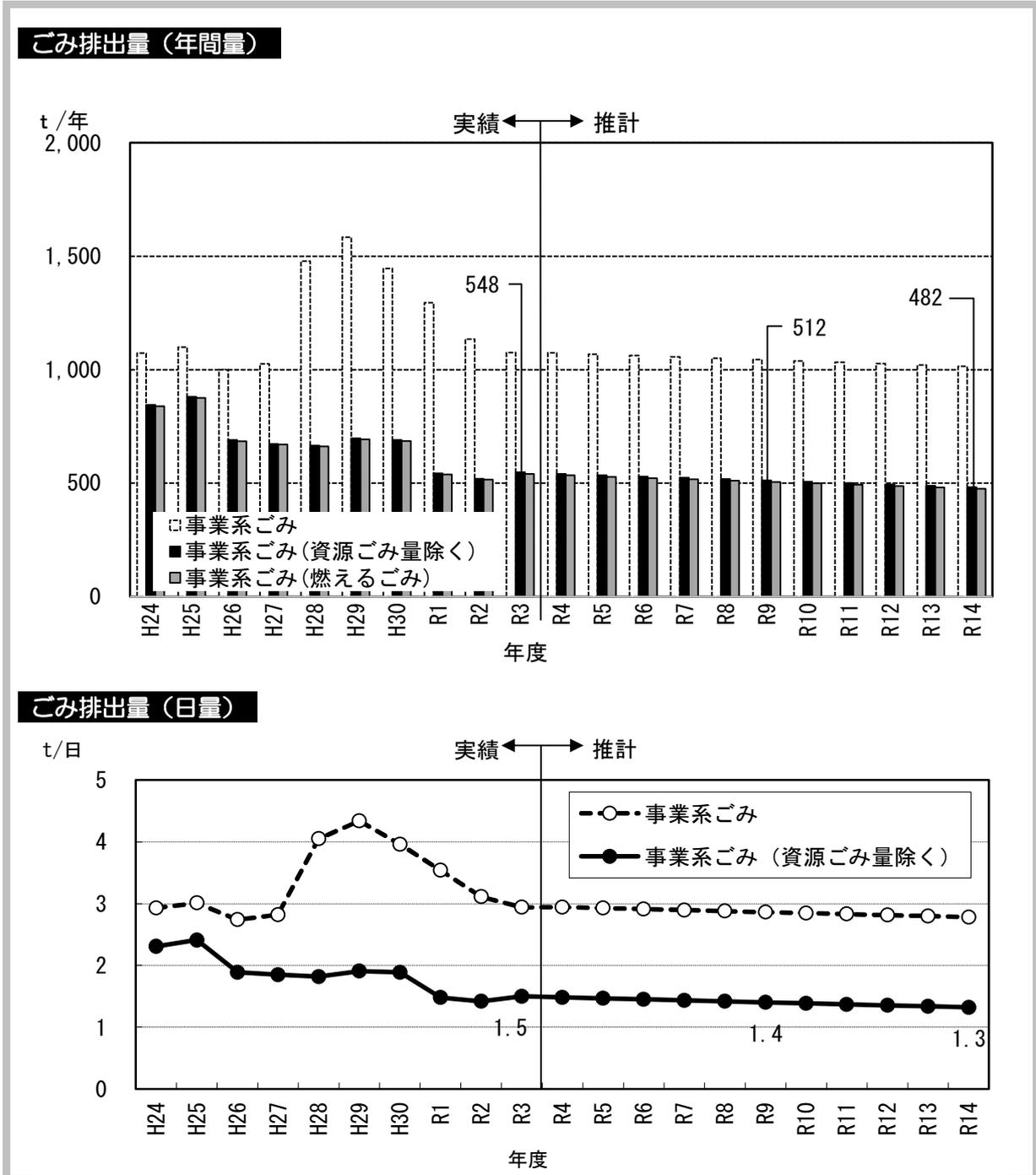
◆図表 3-8 家庭系収集ごみの将来推計（目標推計）



(3) 事業系ごみ排出量

- 目標を達成した場合の事業系ごみ排出量（資源ごみ量除く）は、令和 14 年度において 482t となる見込みである。
- 1日の事業系ごみ排出量（資源ごみ量除く）は、令和 14 年度において 1.3 t となる見込みである。

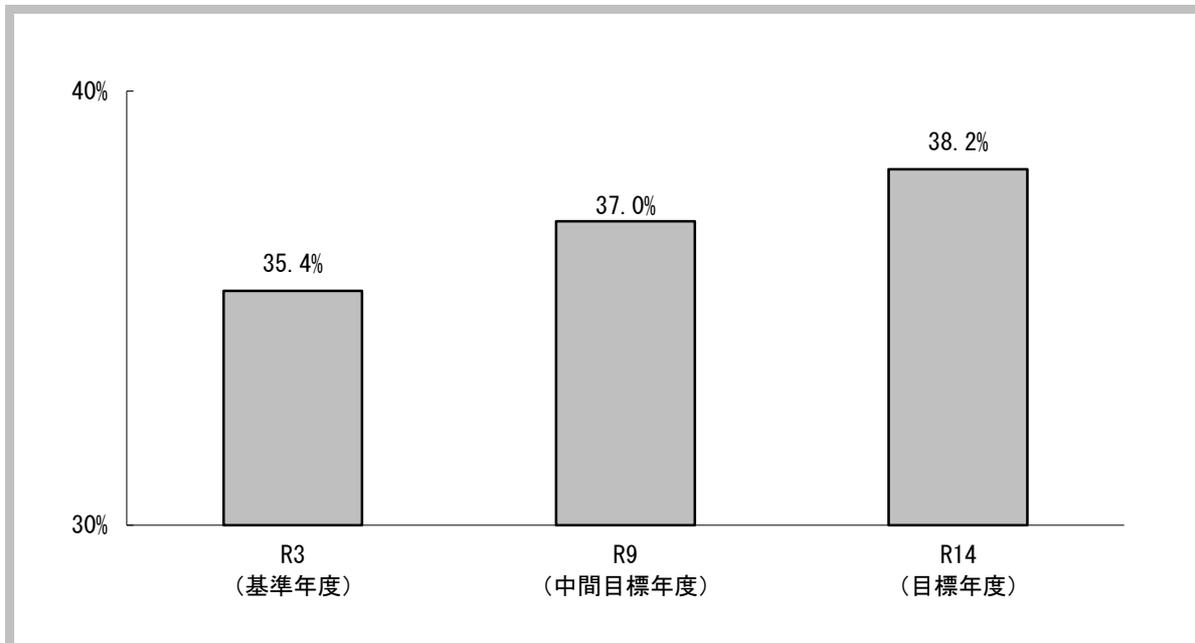
◆図表3-9 事業系ごみ排出量の将来推計（目標推計）



① 減量目標を達成した場合のリサイクル率

- 燃えるごみに含まれる生ごみや紙おむつ、ミックスペーパーを分別し、それぞれ堆肥化、燃料化など実施することにより、リサイクル率は、令和 14 年度において約 38%になることが見込まれる。

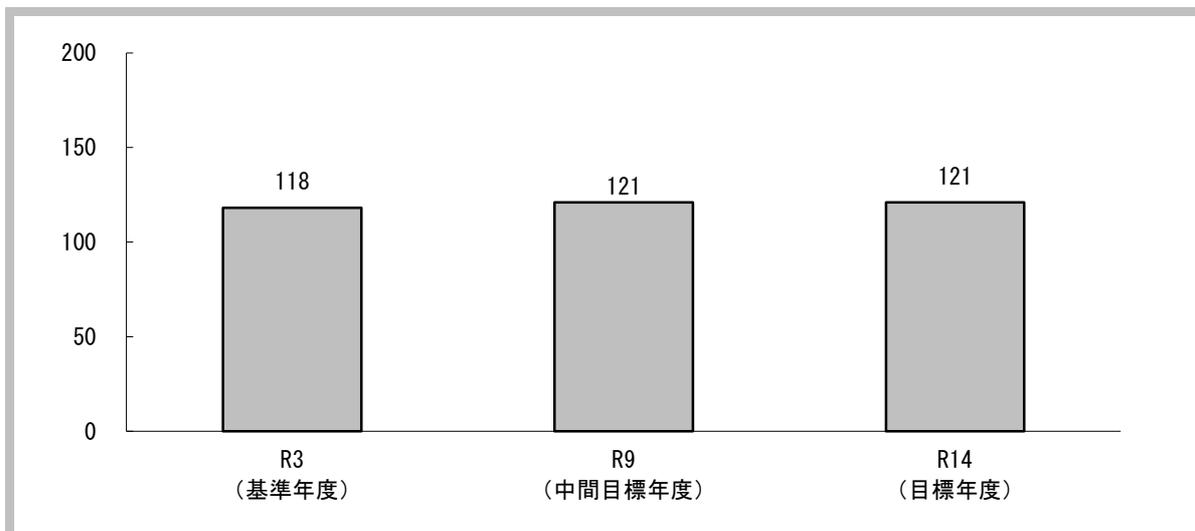
◆図表 3-10 リサイクルの目標



② 減量目標を達成した場合の最終処分量

- 最終処分量は、燃えるごみの減量とリサイクルの推進により、令和 3 年度以降横ばいを推移し、令和 14 年度において 121 t になることが見込まれる。

◆図表 3-11 最終処分目標

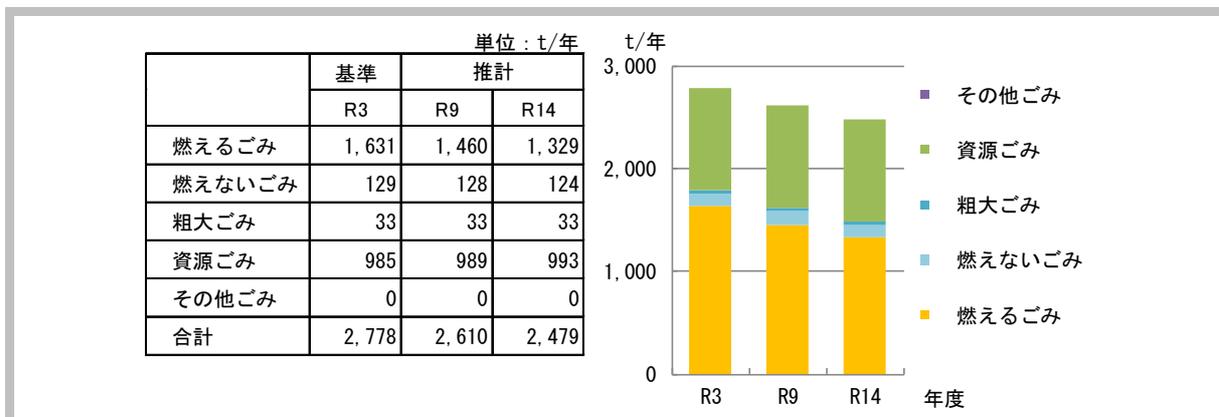


3. 将来の処理・処分量

①収集運搬量

本町から排出されるごみのうち収集ごみの収集運搬量は、令和14年度2,479tを見込む。

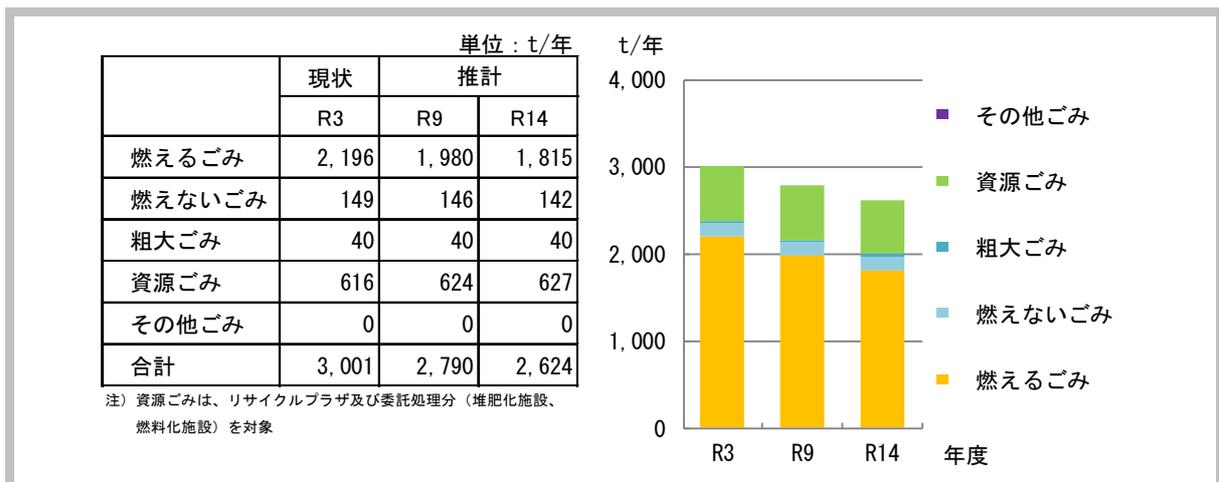
◆図表3-12 収集運搬量の見込み



②中間処理量

本町から排出されるごみの中間処理量は、令和14年度2,624tを見込む。

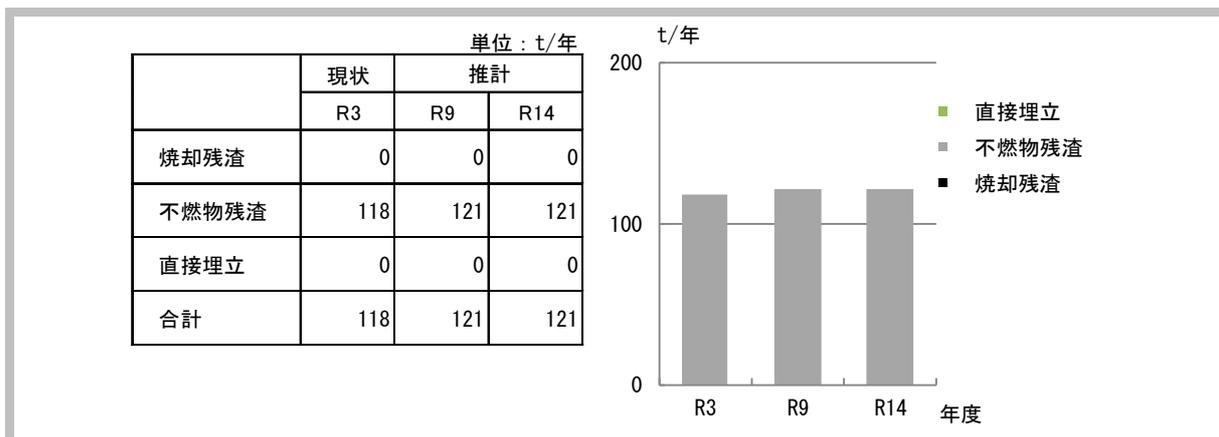
◆図表3-13 中間処理量の見込み



③最終処分量

本町から排出されるごみの最終処分量は、令和14年度121tを見込む。

◆図表3-14 最終処分量の見込み



第3節 ごみ排出抑制に向けた取組

1. ごみ排出抑制の基本方針

今日のごみ問題は、排出量の増加がその原因の一つとなっており、ごみの排出抑制は、清掃行政における重要な課題となっている。

この課題を解決するためには、事業者は、環境に配慮した事業活動や商品づくりを行い、町民は使い捨て商品を多用する生活様式を環境・資源問題及び廃棄物処理に配慮したものに転換し、それらを行政がさまざまな角度から支援しつつ適正な処理を行っていくといった循環型社会システムを構築することが必要である。

そのために、本町では基本方針としている4R（Refuse、Reduce、Reuse、Recycle）運動＋Renewableを積極的に推進し、ごみの排出抑制に取り組む。

【4R運動】＋Renewable

○Refuse（リヒューズ：発生抑制）

不要なものは買わない、断る

○Reduce（リデュース：排出抑制）

使えるものは大事に長く使い、ごみの排出を抑制する

○Reuse（リユース：再使用）

使い終わったものでも、工夫して使えるものは繰り返し利用する

○Recycle（リサイクル：再生利用）

再使用できないものでも、資源として再生利用する

●Renewable（リニューアブル：再生可能資源への代替等）

2. 排出抑制に向けた取組

①取組の内容と主体

ごみの減量化は、住民、事業者、行政がそれぞれの役割を明確にした上で、お互いが様々な角度から連携し協力しながら取り組んでいかなければならない。

ごみの4R運動＋Renewableを効果的に実施するために、住民、事業者、行政のそれぞれが行うごみの減量化への主な取組を整理した。

②住民が行う取組

○資源の集団回収等の実施

○生ごみのコンポスト化等の実施

○水切りの徹底

○ミックスペーパーの分別

○レジ袋、過剰包装の自粛

○再生品の使用促進、使い捨て品の使用抑制

○環境に配慮した生活様式の確立

③事業者が行う取組

- 発生源における排出抑制
- 過剰包装の抑制
- 梱包材等の排出抑制
- 使い捨て容器の使用抑制及び製造・流通事業者の自主回収、資源化の推進
- 再生品の使用促進等
- ごみの減量化に対する意識の向上
- 環境に配慮した事業活動の推進

④行政が行う取組

- 環境教育、啓発活動の充実
- ごみ処理施設の見学受入
- ごみ処理有料化の継続
- 多量の一般廃棄物排出事業者に対する減量化指導の徹底
- 廃棄物減量等推進委員会の開催
- 廃棄物減量等審議会への諮問
- 庁用品、公共関与事業における再生品の使用促進等
- 補助金制度等の施策の継続

第4節 分別収集計画

1. 分別収集の基本方針

分別収集を行うことは、地球規模の問題に対しても有効であり、焼却処理量の減量によるダイオキシン類等の総排出量の削減や、埋立の減量による浸出水量の削減につながるため、地域の環境保全に有効である。また、最終処分量の削減にもつながり、最終処分場の延命化にも寄与する。

以上のことから、本町における分別収集の基本方針は、以下のとおりとする。

- ごみの排出を抑制するとともに積極的にリサイクル可能な資源物の分別収集を促進する。
- 収集された資源を有効利用できる体制づくりをはじめ、体系化されたシステムを確立する。
- 町民・事業者・行政が一体となり取組を推進する。

2. 分別収集計画

①家庭ごみの分別区分及び収集方法

家庭ごみの分別区分及び収集方法は、現行の方法を基本とし、必要に応じて分別区分の見直しを検討する。

②事業所ごみ（一般廃棄物）

事業所ごみについては、現行のとおり、事業者自らの責任において次の方法により、処理を行うものとする。

- 一般廃棄物中間処理施設に直接搬入
- 伯耆町一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託

③一般廃棄物収集運搬業許可業者

一般廃棄物収集運搬許可業者については、ごみの量に応じ、健全な事業継続ができる許可業者数、許可車両数とする。

第5節 収集運搬計画

ごみの収集運搬については、効率的、効果的な収集運搬体制を継続するものとし、高齢者世帯の増加など社会情勢の変化に対応した収集運搬体制を検討する。

家庭ごみについては委託業者により収集を行い、事業所ごみについては許可業者により収集を行う。

収集運搬の実施にあたっては、処理施設の周辺住民の安全確保と収集運搬車両による環境影響を十分配慮し、併せて収集作業の安全性の確保に努める。

第6節 中間処理計画

1. 中間処理の基本方針

排出抑制及び減量化、資源化により処理量を削減した後において、南部町・伯耆町清掃施設管理組合クリーンセンター、鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ及び民間事業者（委託業者、一般廃棄物処理業許可業者）の処理施設で処理することとする。

2. 中間処理計画

①可燃ごみ

南部町・伯耆町清掃施設管理組合クリーンセンターにおいて、焼却処理し、安定化、資源化することとする。また焼却処理後の灰は、民間事業者処理委託し、資源化、適正処理を図ることとする。

②不燃ごみ、不燃粗大ごみ、資源ごみ

鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザにおいて、破碎・選別・梱包などの処理により、再生利用及び適正処理を行うこととする。

③資源ごみ（発泡スチロール・軟質プラスチック類、布類）、有害ごみ

民間事業者処理委託し、資源化、適正処理を図ることとする。

④資源ごみ（事業系使用済み紙おむつ）

伯耆町紙おむつ燃料化施設において、燃料化処理を行い、適正処理を行うこととする。

⑤その他のごみ

食品残渣、木くず、剪定枝等はリサイクル先が確保されている民間事業者において適正処理を図ることとする。また、必要により、民間事業者で処理ができるごみの区分について検討することとする。

3. 中間処理施設の運営管理

安全で効率的かつ安定した中間処理施設の管理運営に努めることとし、他町の事例も参考に、より効率的で適正な運営管理方法について検討することとする。

① 伯耆町清掃センター

伯耆町清掃センターは、平成 30 年度末で焼却処理を廃止し、使用済み紙おむつの燃料化施設、有害ごみの一時保管施設等として利用している。

② 南部町・伯耆町清掃施設管理組合クリーンセンター

南部町・伯耆町清掃施設管理組合クリーンセンターは、平成 30 年度に基幹改良工事を行い南部町全域及び本町から発生する可燃ごみの処理を行っている。

③ ごみ処理にかかる今後の方針

今後のごみの処理については、鳥取県西部圏域内の市町村で令和 14 年度稼働を目途に新施設を整備する予定である。

現在、新施設の用地選定や処理対象物の決定に向け検討を進めているところである。

本町の方針としては、可能な限り燃やさない、埋めないを目標に関係市町村と協議を進める。

④ 鳥取県西部広域行政管理組合エコスラグセンター

鳥取県西部広域行政管理組合エコスラグセンターは、平成 27 年度で焼却灰等の溶融処理を停止している。

第 7 節 最終処分計画

本町では、ごみ処理を行っている鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザから排出される不燃物残渣を環境プラント工業一般廃棄物第 2 最終処分場に埋立処分しており、今後も現行どおりの処分を継続していく。

また、令和 14 年度稼働予定の新しいごみ処理施設整備と併せて最終処分場についても整備予定である。なお、プラスチック資源循環法等により、資源化、減量化をより一層推進させて最終処分量のさらなる減量化に努める。

第 8 節 災害時における廃棄物処理

災害発生時においては、「伯耆町地域防災計画」に定めた清掃計画に基づいて、災害時に発生するごみ（瓦礫、生活ごみ等）の適正な処理を行う。

また、伯耆町災害廃棄物処理計画の策定に向けた検討を行う。

その他、鳥取県、鳥取県西部広域行政管理組合、周辺市町村及び関係団体との協力体制の整備を図る。

第9節 環境美化の推進

ごみのない快適なまちづくりを推進するため、住民、住民団体、ボランティア及び事業者等により行われている清掃活動が継続され、その輪が広がるように支援を行い、環境美化活動を促進する。

【施策】

- 町内一斉清掃や地域での実践活動の促進
- 環境美化団体等の環境保全団体への支援
- 住民、住民団体、ボランティア及び事業者等との連携強化

第10節 不法投棄の防止

ごみの不法投棄を防止するための啓発に努め、不法投棄監視パトロールを継続して実施するとともに関係機関との協力体制の強化を図る。

【施策】

- 不法投棄監視パトロールの実施
- 集落、鳥取県等との連携による不法投棄の監視及び通報体制の強化
- 黒坂警察署との連携による不法投棄原因者の究明及び原因者への指導
- 広報誌、ホームページ、啓発看板の設置などによる不法投棄防止の啓発